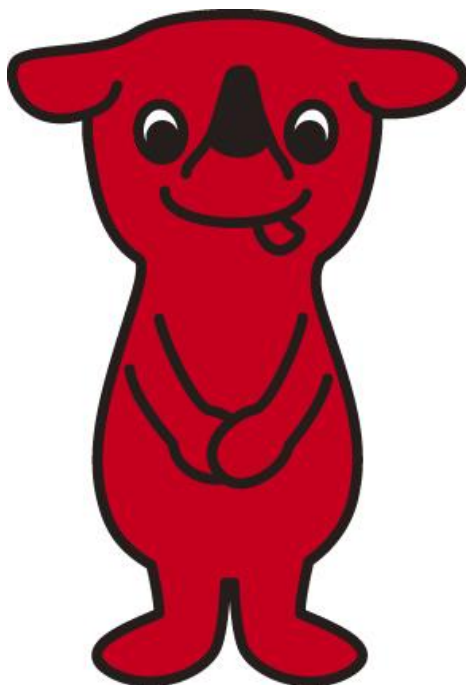


# 軽油引取税

## 特別徴収義務者の手引き

- ①軽油引取税の概要
- ②申告書・報告書の書き方
- ③Q&A



千葉県マスコットキャラクター  
「チーバくん」

令和8年4月

千 葉 県

平素より軽油引取税をはじめ、県税にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本冊子は、軽油引取税の特別徴収義務者の皆様が、毎月の申告・報告又は各種申請・届出を行う際、間違いやすい点や判断に迷うと思われる点についてまとめたものです。

申告書等を作成される際は、本冊子を参考にして、誤りのないようお願いいたします。

また、本冊子を見ても分からない点につきましては、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

なお、本文中特にことわりのない限り、

法：地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

施行令：地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）

規則：地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

条例：千葉県県税条例（平成 19 年千葉県条例第 1 号）

条例施行規則：千葉県県税条例施行規則（平成 19 年千葉県県規則第 37 号）  
を表します。

## 【用語説明】

本冊子で使用している主な用語について説明します。

- ◎元 売 業 者・・・軽油の製造、輸入又は販売することを業とする方で、総務大臣に指定された方
- ◎特 約 業 者・・・元売業者との販売契約に基づいて軽油の供給を継続的に受け販売する方で、都道府県知事の指定を受けている方
- ◎販売業者(石油製品販売業者)・・・石油製品の販売業者のうち、元売業者・特約業者以外の方
- ◎需 要 家・・・軽油の販売を行わず、自己で軽油を消費する方
- ◎特別徴収義務者・・・軽油を引き取った方から代金と合わせて軽油引取税を徴収し、都道府県に納める方で、原則として、元売業者・特約業者の方
- ◎申 告 納 入・・・特別徴収義務者が、徴収すべき軽油引取税の課税標準量及び税額を申告し、申告した税金を納入すること
- ◎申 告 納 付・・・納税者(元売業者、特約業者も含む。)が、納付すべき軽油引取税の課税標準量及び税額を申告し、申告した税金を納付すること
- ◎商 流・・・軽油の受発注等の取引関係の流れのこと(納品を伴わないものも含む。)
- ◎物 流・・・軽油の物理的な移動の流れのこと(納品を伴うもの。)
- ◎持 届 け・・・タンクローリー等により油槽所から給油所等へ軽油を納入すること
- ◎<sup>ら</sup>庫 取 り・・・タンクローリー等により油槽所へ軽油を引取りに行くこと

# 目次

## 第1章 軽油引取税の概要

1	軽油引取税とは	1
2	持届けを行った場合の納入地について	2
3	庫取りを行った場合の納入地について	3
	◎ 参考 納入地の例	5
4	既に軽油引取税を課された軽油(課税済軽油)の申告について	7
5	免税軽油を引き渡した場合の申告について	8
6	欠減量・税額の端数処理について	9
7	軽油を自己消費した場合の申告について	9
8	在庫差量の申告・報告について	9
9	売掛金が納期限までに回収できない場合の申請について	10
10	事業の開廃等の届出について	10
11	帳簿記載義務について	12

## 第2章 申告書・報告書等の書き方

※	申告・報告等に使用する主な様式のご案内	13
1	元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式	14
	【参考】特約業者が提出すべき申告書及び報告書様式の確認	15
2	申告書・報告書の作成方法	16
3	取引事例別 申告書・報告書の記載内容	19
4	申告書・報告書の記入例	24
5	その他様式の記入例	34

## 第3章 Q&A

問1	閉鎖した給油所等に残った軽油について、申告は必要ですか?	54
問2	給油カード等で給油した場合、誰が特別徴収し、報告はどのようにするのですか?	55
問3	特約業者がバージ船等により船舶へ洋上給油を行った場合及び接岸させて給油を行った場合のそれぞれの納入地(申告先)はどこですか?	56
問4	軽油を輸出した場合、課税免除は受けられますか?	57
問5	販売先が破産して売掛金が回収できなくなりましたが、どうしたらよいのですか?	58
問6	給油所等を新設または閉鎖した場合、どのような手続きが必要になりますか?	60
問7	申告書を郵送した場合、申告日の取扱いはどうなりますか?	60
問8	期限後に申告納入等を行った場合、どのような取扱いとなるのですか?	61
問9	eLTAXによる電子申告等を行いたいのですが、可能でしょうか?	63
問10	特別徴収義務者交付金とはどのようなものですか?	64
問11	事業者コード・事業所コードとはどのようなものですか?	64
問12	不正軽油を取り扱った場合等の罰則には、どのようなものがあるのですか?	65

軽油引取税の業務を行う県税事務所のご案内	67
----------------------	----

# 第1章 軽油引取税の概要

## 1 軽油引取税とは

軽油引取税は、税金を道路の新設や維持管理等の費用に充てることを目的とする「目的税」として昭和31年に創設されましたが、平成21年度からは税金の用途を限定しない「普通税」に変更されました。

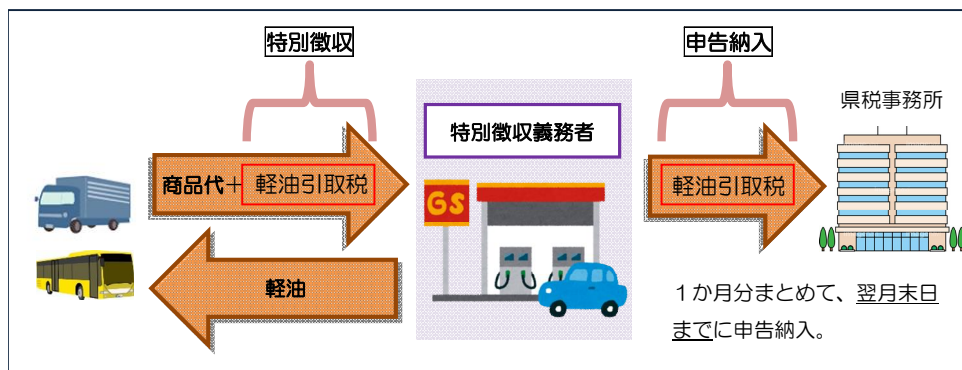
軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除きます)で、その引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課税され、引取りを行う方が納税義務者になります。

特別徴収義務者として指定された元売業者又は特約業者が、納税義務者である軽油の引取りを行う方から軽油引取税を徴収し、1か月分をまとめて翌月末日までに、軽油の納入地所在の都道府県に「軽油引取税納入申告書(第16号の10様式)」によって申告をして納めます(特別徴収)。納入地の考え方及び参考例については[P2~6](#)をご確認ください。

軽油引取税の税率は、令和8年4月1日にいわゆる暫定税率が廃止されたことから、1キロリットルにつき15,000円です。なお、同日前の軽油の引取り等に対する係る税率は、廃止前の暫定税率(当分の間税率)1キロリットルにつき32,100円が適用されます。

また、毎月末日までに前月の初日から末日までに行った軽油の引取り、引渡し、納入、消費、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の事項を「軽油の受払い等の数量報告書(第16号の41様式)」等によって報告する必要があります。提出する様式及び提出先については、[P13](#)をご確認ください。

### 【特別徴収制度イメージ図】



- ※ 申告期限日が休日等にあたる場合、その翌日が期限日となります。  
郵便、信書便による提出の場合、通信日付印の日付が申告日となります。(P60参照)  
納入すべき軽油引取税額がない場合でも特別徴収義務者として登録した都道府県に納入申告書の提出が必要です。

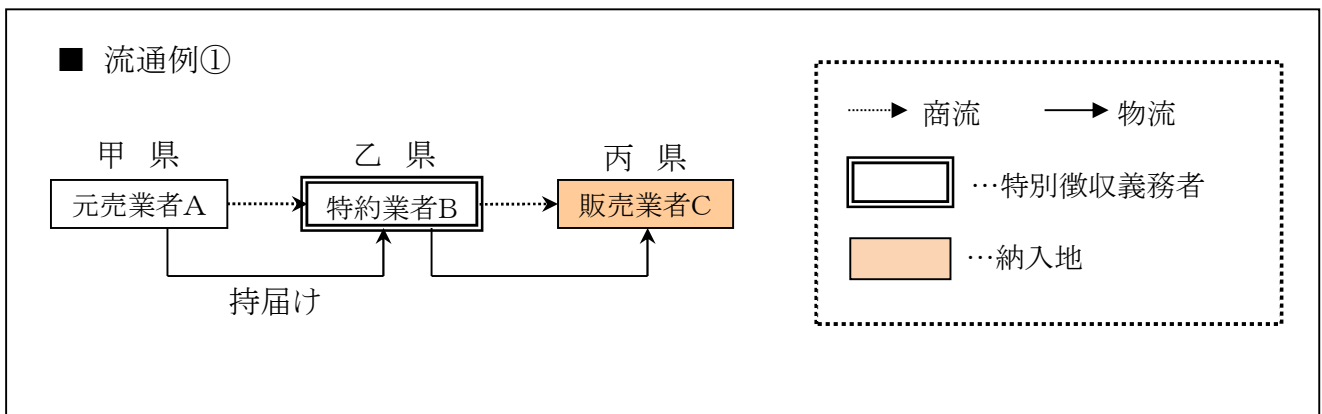
## 2 持届けを行った場合の納入地について

軽油引取税が課税される軽油の引取りについては、その軽油の納入地所在の都道府県に申告納入することになっています。

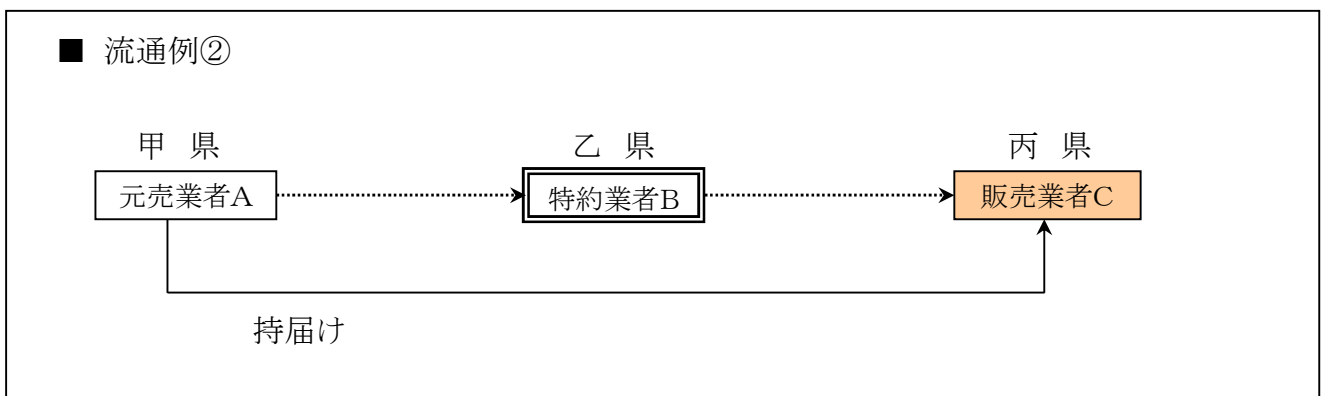
この場合の納入地とは、軽油を現に所有する者が交代した際の場所をいいます。

元売業者の持届けにより特約業者が石油製品の販売業者(元売業者や特約業者も含む)に軽油を販売した場合は、当該石油製品販売業者の事業所(給油所等)の所在地が納入地となります。

▶▶ 根拠規定 法第144条の2第1項、第2項



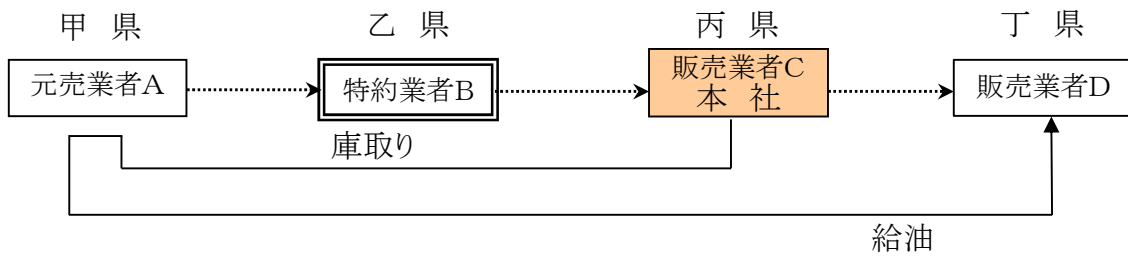
特別徴収義務者(特約業者B)は、軽油の「現実の納入地」である丙県へ申告納入することになります。



特別徴収義務者(特約業者B)は、軽油の「現実の納入地」である丙県へ申告納入することになります。

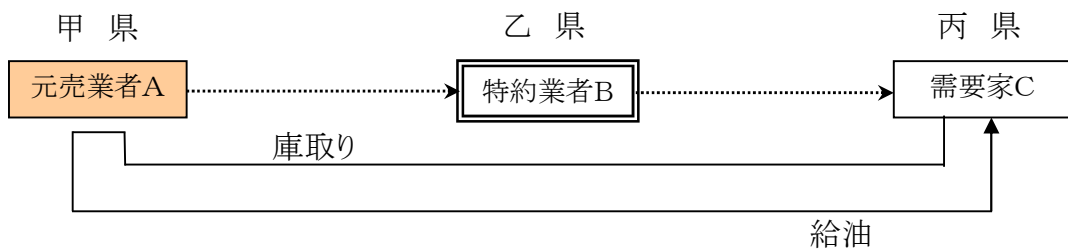


■ 流通例③



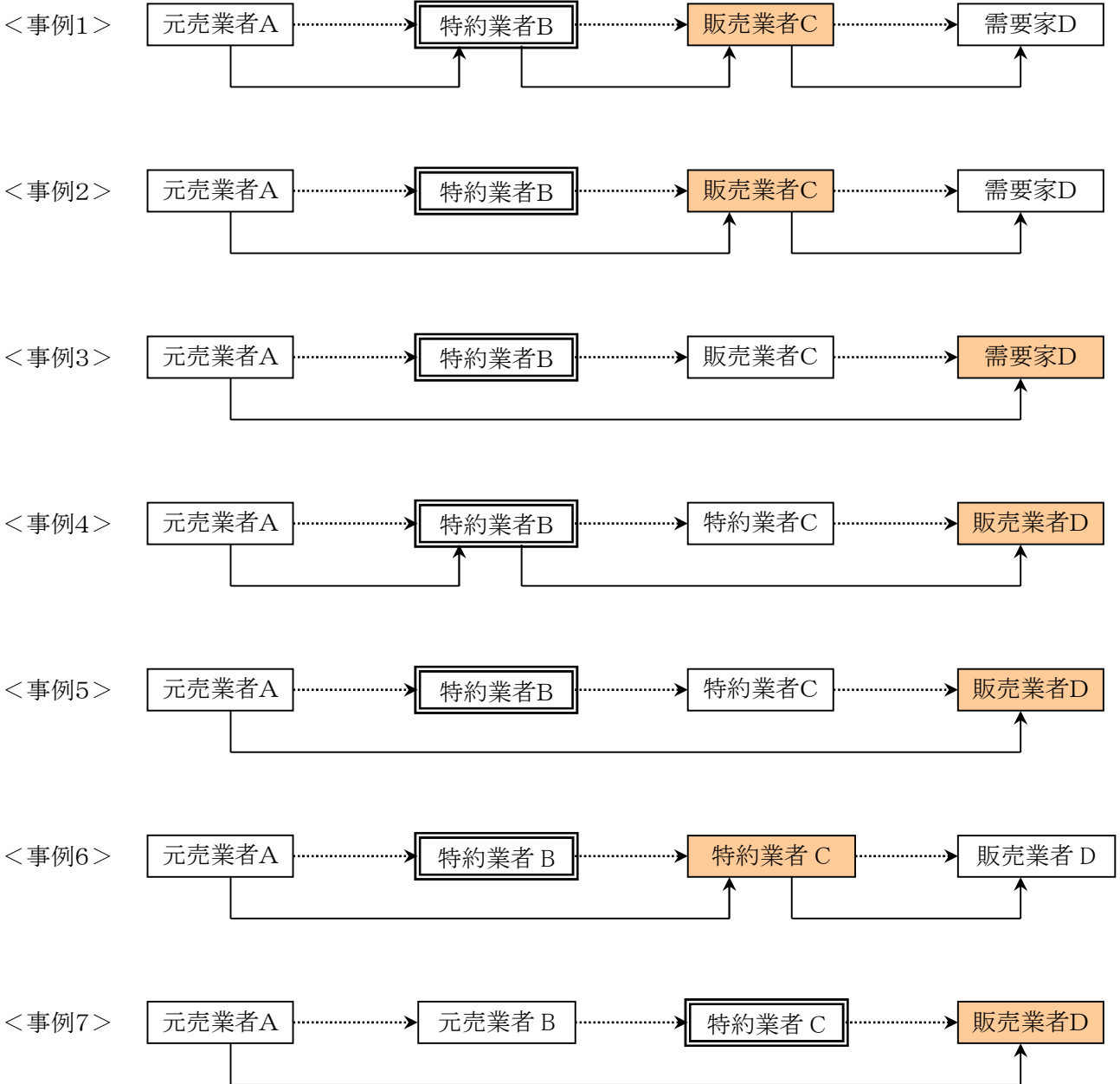
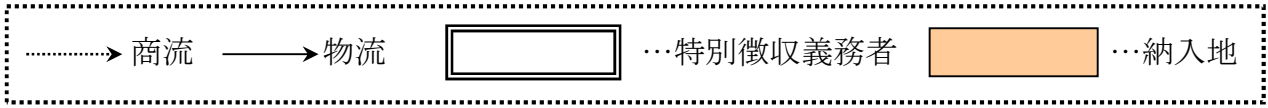
②との相違点は、庫取りで引き取った軽油を他者である販売業者Dに運んでいることです。この場合、持ち込んだ販売業者Dが所在する都道府県が納入地となるものと誤解しやすいですが、「石油製品の販売業者」である販売業者Cが軽油の引取りを行っているため、①と同様に、販売業者Cの事業所所在の丙県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、丙県に申告納入を行います。

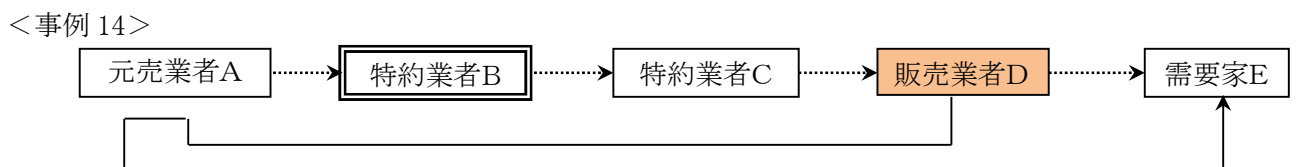
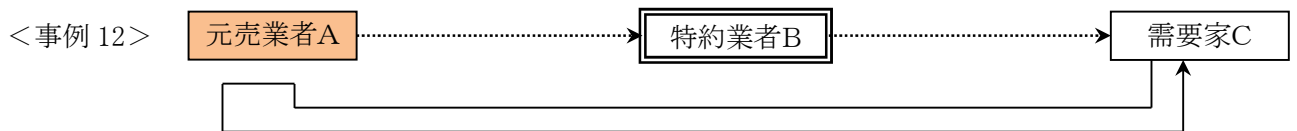
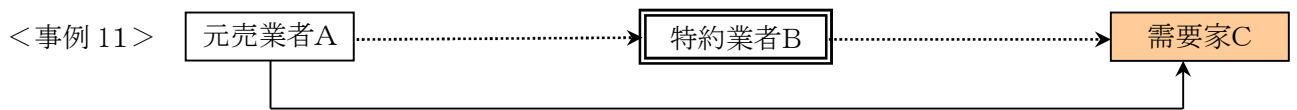
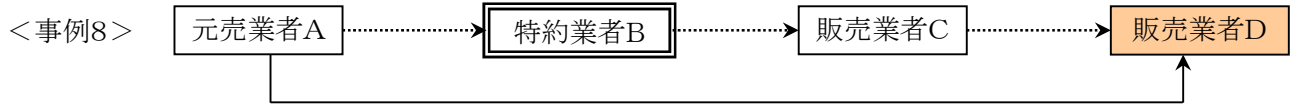
■ 流通例④



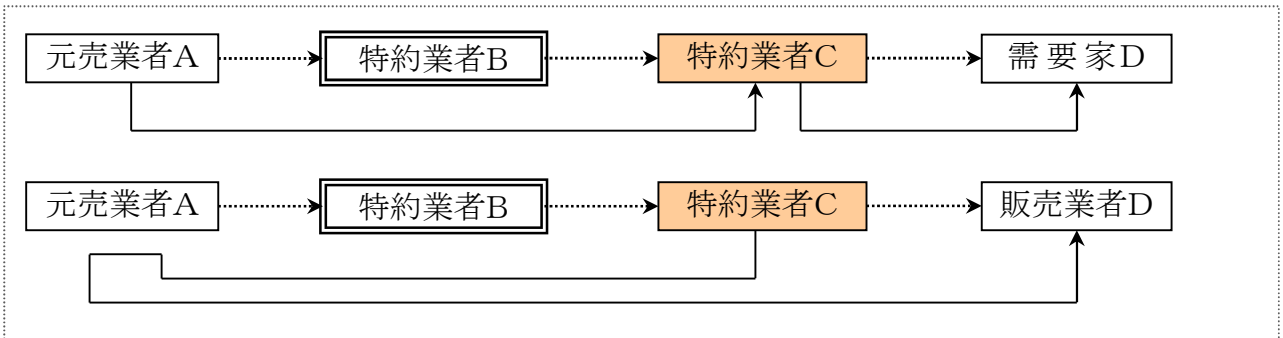
①～③の場合と異なり、元売業者Aの油槽所で軽油の庫取りを行っているのは、石油製品の販売業者ではなく需要家です。この場合は、需要家Cが軽油を現実に取り渡された場所、すなわち元売業者Aの油槽所が所在する都道府県である甲県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、甲県に申告納入を行います。

## ◎ 参考 納入地の例





#### 4 既に軽油引取税を課された軽油（課税済軽油）の申告について



上記経路例においては、特約業者Bが特別徴収義務者として申告納入しますが、特約業者Cも軽油引取税納入申告書及び課税済軽油の引取数量等届出書の提出が必要です。

##### ○軽油引取税納入申告書(第16号の10様式)

現実の納入を伴って引き渡した課税済軽油の数量を、「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄に記載し、その内訳を軽油の納入数量明細書(第16号の10様式別表)に記載してください。 ⇒記入例…[P24~25](#)

##### ○課税済軽油の引取数量等届出書

課税済軽油について課税免除を受けるには、下表の書類を提出していただきます。適切な書類作成のために、取引先に対し、軽油引取税の申告を行った者の住所・氏名、申告先の都道府県税事務所名及び課税済軽油の出荷地などを確認してください。

軽油引取税が課されていないことが判明した場合には、課税免除を承認できないこととなり、申告された特別徴収義務者の方に当該軽油に係る軽油引取税を納税していただくこととなります。

▶▶根拠規定…法第144条の14第2項、第4項、規則第8条の37第2号

提出期限	課税済軽油の納入を行った月の翌月末日
提出書類	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>(1) 課税済軽油の引取数量等届出書</p> <p>(2) 課税済軽油であることを証する書類</p> <p>(仕入先の業者が発行した課税済証明書(原本が原則))</p> <p>やむを得ず添付できない場合は、添付できない理由を記載した書面</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">                 記入例…<a href="#">P34</a> </div> </div>

※ 届出書の記載内容や提出書類に不備がある場合や、提出期限後に提出された場合は、課税免除の承認はできません。

## 5 免税軽油を引き渡した場合の申告について

免税証と引換えに軽油を引き渡した場合、免税証を交付(発行)した都道府県に登録されている特別徴収義務者が、当該都道府県知事の承認を得たときは、軽油引取税を課さないこととされています。

軽油引取税納入申告書の「課税対象とならない数量」(オ)欄に当該軽油の納入数量を記載し、免税証を添付して、申告期限までに提出してください。

▶▶根拠規定 法第144条の14第2項、第4項、規則第8条の37第3号

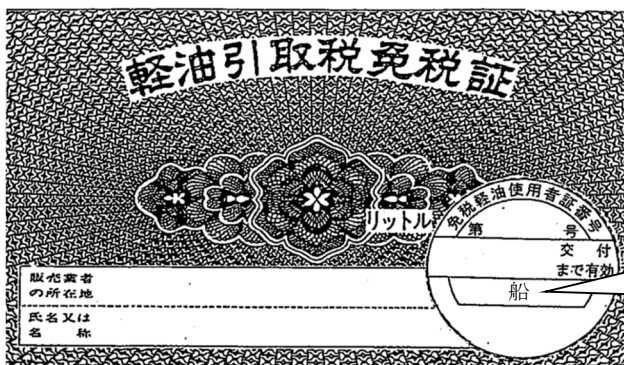
以下の免税証では課税免除が受けられませんので、免税証と引換えに軽油を引き渡すときは、交付した都道府県、有効期間等を確認の上、受理してください。

- 軽油の引渡し時に、有効期間前又は有効期間を過ぎている免税証
- 納入申告書の提出先である都道府県以外の都道府県が交付(発行)した免税証
  - ※ ただし、船舶の使用者、自衛隊及びJRに対して交付された免税証については、納入申告書の提出先である都道府県が交付(発行)した免税証でなくても、例外的に認められます。

また、免税証は、免税軽油の引渡しと引換えに免税軽油使用者又は販売店から受け取ってください。免税軽油を引渡した月と納入申告書に免税証を添付する月が同一でない場合、課税免除は受けられません。

なお、免税軽油使用者に軽油を引き渡したときは、申告書別表(第16号の10様式別表)中「納入を受けた者」への記載は、できるだけ自動車の保有者とは区別して免税軽油使用者名をご記入ください。

引渡数量報告(第16号の41様式別表5及び別表6)中の「引取りを行った者」、「納入を受けた者」への記載についても、同様です。



業種が記載されています。  
船舶・・・「船」  
とび・土工工事業・・・「と」等

## 6 欠減量・税額の端数処理について

法定欠減量、課税標準量及び税額の端数処理は、下表のとおり行ってください。(P24参照)

区 分	端数処理方法
法定欠減量	リットル位未満小数点4位以下の端数を <u>切り上げ</u>
課税標準量	リットル位未満小数点4位以下の端数を <u>切り捨て</u>
税 額	1円未満を切り捨て

<例>

- ① 法定欠減量の計算結果が100.0011リットルとなった場合→100.002リットル
- ② 税額の計算結果が500,000.5円となった場合→500,000円

## 7 軽油を自己消費した場合の申告について

灯油を配達するためのミニローリーなどへの給油等、自己所有の軽油を自ら消費した場合は、消費した数量について、翌月末日までに、当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地の都道府県に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

▶▶根拠規定 法第144条の3第1項第1号、第2号  
法第144条の18第1項第5号

納付申告書の記入例はP26、当該消費に係る数量報告書の記入例については、P27・P32をそれぞれ参照してください。

## 8 在庫差量の申告・報告について

特別徴収義務者の皆様には、在庫差量報告期間(3月を始期とし、翌年2月を終期とする期間。ただし、本県の特別徴収義務者として登録又は登録の消除があった場合は、登録のあった日の属する月を始期と、登録の消除があった日の前日が属する月を終期とする。なお、当該期間内に税率変更に係る改正法が施行された場合は、前回報告分の翌月から当該改正法が施行される月の前月までの期間及び当該改正法が施行された月から翌年2月までの各期間とする。)の末月の翌月末日までに「事務所または事業所別在庫数量等明細書」(別記1号の5)により、在庫差量報告期間内の各月末日(登録の消除があった場合は登録消除の日)の軽油の実在庫数量及び帳簿在庫数量等を報告していただきます。

その際、事務所又は事業所(給油所等)ごとに、実在庫数量が帳簿在庫数量を下回る場合に、自己消費があったものとみなし、上記7の規定に基づき、当該数量の全量につき申告納付していただいております。

なお、給油所等の閉鎖時はその都度処理が必要です。詳細はP54をご確認ください。

## 9 売掛金が納期限までに回収できない場合の申請について

特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部をその納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき軽油引取税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができない場合には、納期限から2か月以内の期間に限って徴収猶予を申請することができますので、「軽油引取税徴収猶予申請書(条例施行規則第100号の28様式)」に徴収猶予を受けようとする税額、期間等を記載し提出してください。

猶予を受けようとする税額及び期間については、県税事務所が掛売等の取引状況を審査のうえ、決定します。

なお、徴収猶予を受ける場合は猶予に係る税額に相当する担保の提供が必要となります。

▶▶▶根拠規定 法第144条の29、施行令第43条の16第1項

[P37](#)に「軽油引取税徴収猶予申請書」の記入例がありますので、参照してください。

## 10 事業の開廃等の届出について

法人の商号変更、代表者変更、本店ほか事務所・事業所の新設、移転、廃止、1月以上の休業等の場合には本店の所在する都道府県(元売業者は本店の所在する都道府県を通じて総務大臣)に「事業の開廃等の届出書(第16号の35様式)」を提出する必要があります。

加えて、法人の商号変更、代表者変更、県内の事務所・事業所の新設、移転、廃止、1月以上の休業等の場合には、千葉県に「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録削除)申請書(第100号の19様式)」を提出してください。

また、軽油の販売契約を締結・解除する等の場合には、本店の所在する都道府県(元売業者は本店の所在する都道府県を通じて総務大臣)に「販売契約の締結等の届出書(第16号の36様式)」を提出する必要があります。

届出が必要な事項と使用する様式及び添付書類については、次ページの表を参考にしてください。

▶▶▶根拠規定 法第144条の15、同34、規則第8条の45

[P39~53](#)に「事業の開廃等の届出書」と「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録削除)申請書」の記入例がありますので、参照してください。

また、給油所の新設・閉鎖時の届出については [P60](#)にも記載があります。

<届出が必要な事項と提出書類について>

	事業所(給油所等)を新設する場合(※1)	事業所(給油所等)を廃止する場合(※1)	法人の所在地及び名称の変更	法人の代表者の変更	元売業者から継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結・解除・変更したとき
事業の開廃等の届出書 (第16号の35様式)	○	○	○	○	—
販売契約の締結等の届出書 (第16号の36様式)	—	—	—	—	○
特別徴収義務者登録等申請(申告)書 (第100号の19様式)	○(※2)	○(※2)	○	○	○
履歴事項全部証明書(写し可)	—	—	○	○	—
元売業者と締結した販売契約書の写し等	—	—	—	—	○
交付した軽油引取税特別徴収義務者証	—	○	—	—	—

※1 …… 事業所(給油所等)を新設または廃止する場合の詳細については、[P60](#)を参照してください。

※2 …… 届出の対象が県内に所在する事業所の場合に提出します。

登録番号

軽油引取税特別徴収義務者証

千葉県

軽

県内における事業所(給油所等)ごとに交付します。見やすい場所に掲示してください。

## 11 帳簿記載義務について

元売業者・特約業者・石油製品販売業者及び石油製品製造業者は、法第 144 条の 36 において帳簿記載義務が定められており、事務所又は営業所ごとに、以下に定める事項を帳簿に記載する必要があります。

【帳簿に記載すべき項目】(規則第8条の 53)

- ①は引取り又は引渡しに係る軽油の数量、取引年月日、取引相手名称と所在地
- ②は各月末日における軽油の在庫数量
- ③は自社タンクローリーへの給油等により自ら消費した軽油の数量
- ④は免税軽油の引取り又は引渡しに対応する免税証の番号
- ⑤は返還した又は返還を受けた軽油の数量、返還年月日、取引相手名称と所在地
- ⑥は軽油を製造した場合は、製造した事業所の名称及び所在地、製造年月日、事業所ごとの軽油の製造数量
- ⑦は軽油を輸入した場合は、輸入の許可に係る税関、輸入許可年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量、輸入した軽油に係る品名及び輸入統計品目表の統計番号
- ⑧ 帳簿は日計で記載します。

※ 帳簿の形式に指定のものはありません。今備えている帳簿(コンピューターのデータ含む)に記載すべき項目が記載されているか確認してみてください。

### ・ 法第 144 条の 36 (帳簿記載義務)

元売業者・特約業者・石油製品販売業者及び軽油製造業者は、帳簿を備え、総務省令で定めるところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

### ・ 規則第 8 条の 53

元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

## 第2章 申告書・報告書等の書き方

第2章でご案内する申告・報告等に使用する主な様式は以下のとおりです。

1	元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式	14
	☆ 参考 特約業者が提出すべき申告書及び報告書様式の確認	15
2	申告書・報告書の作成方法	16
3	取引事例別 申告書・報告書の記載内容	19
4	申告書・報告書の記入例	
	☆第16号の10様式	24
	☆第16号の10様式別表	25
	☆第16号の12様式	26
	☆第16号の41様式	27
	☆第16号の41様式別表1	28
	☆第16号の41様式別表2	29
	☆第16号の41様式別表5	30
	☆第16号の41様式別表6	31
	☆第16号の41様式別表7	32
	☆第16号の41様式別表10	33
5	その他様式の記入例	
	☆課税済軽油の引取数量等届出書	34
	☆軽油引取税徴収猶予申請書	37
	☆事務所又は事業所別在庫数量等明細書	38
	☆事業の開廃等の届出書	} 39～53
	☆特別徴収義務者登録(登録変更・登録削除)申請書	

※様式の一部は、千葉県総務部税務課 HP からダウンロードできます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/youshiki.html>

### 【電子申告について】

eLTAX を利用して電子により申告を行う場合には、地方税共同機構特設ページをご確認のうえ、申告してください。

eLTAX 特設ページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/10432>

なお、千葉県へ納入又は納付申告をする場合には、備考欄に課税番号を全角数字で記載してのご提出をお願いしております。

# 1 元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式

	課税区分	課税客体	申告する数量	申告先	申告納税期限	申告様式
申告	引取課税 (法第144条の2第1項、第2項)	特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。)	現実の納入を伴う引取り数量	納入地所在の都道府県	引取りが行われた月の翌月末日	第16号の10様式及び別表
	販売店課税 (法第144条の2第3項)	特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油(炭化水素油で軽油又は揮発油以外のもの)を自動車の内燃機関の燃料として販売	譲渡の承認を受けている場合、軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき数量を販売量から控除した数量	特約業者又は元売業者の事業所等が所在する都道府県	販売した月の翌月末日	第16号の12様式
	所有課税 (法第144条の2第6項)	特別徴収義務者の特別徴収義務が消滅した時の軽油の所有(引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合の所有を含む。)	所有量から軽油引取税が課され又は課されるべき数量を控除した数量	軽油を所有している者の事業所等で当該軽油を直接管理するものが所在する都道府県	特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月末日	第16号の12様式
	みなす課税 (法第144条の3第1項第1号、第2号)	特約業者又は元売業者の軽油の自己消費(軽油以外の炭化水素油を製造する場合における軽油の使用を除く。)	消費量	自己消費について直接関係を有する事業所等が所在する都道府県	消費した月の翌月末日	第16号の12様式
報告	報告者	報告する数量		報告先	報告期限	報告様式
	元売業者	軽油の納入を行った数量及び納入を行った後に返還を受けた数量		納入地所在の都道府県	行為月(引取り、引渡し、納入、返還、製造及び輸入の事実があった月)の翌月末日	第16号の37～40様式
	元売業者 特約業者	軽油の引取り数量、引渡し数量、納入を受けた数量、納入を行った数量、引取り後又は納入を受けた後に返還を行った数量、引渡し後又は納入を行った後に返還を受けた数量、製造数量、輸入数量及び在庫数量		主たる事業所等所在の都道府県		第16号の41様式及び別表1～12

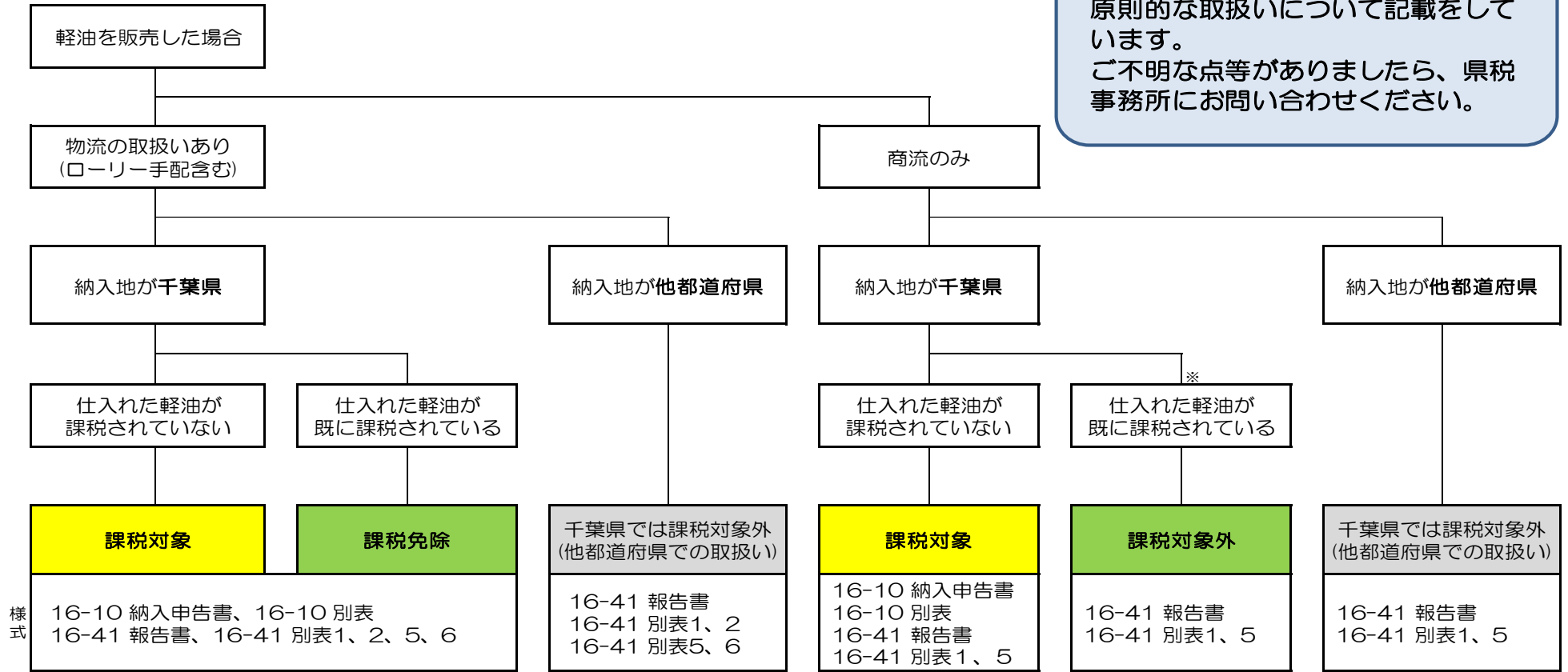
**【参考】 特約業者が提出すべき申告書及び報告書様式の確認**

特約業者が記入する申告書及び報告書様式をチャート図にしましたので、軽油の流通経路ごとに確認してください。

(P2～P6を参照し、納入地を判定してからご確認ください。)

また、課税免除申請に必要な書類についてはP7を参照してください。

原則的な取扱いについて記載をしています。  
ご不明な点等がありましたら、県税事務所にお問い合わせください。



様式

**【備考】**

- 本店が他都道府県にある場合、報告書及び報告書別表の提出先は本店所在地の都道府県です
- 軽油を自己消費した場合は、16-41別表7、軽油の在庫がある場合は16-41別表10の提出も必要です
- 県内で軽油を自己消費した場合は、16-12納付申告書の提出も必要です
- 納入すべき軽油引取税額がない場合でも、16-10納入申告書の提出は必要です

※ 課税済軽油の仕入先が元売業者・販売業者であるときは、課税済軽油の物流によっては課税免除の申告が必要となり、16-10納入申告書・16-10別表・課税済軽油の引取数量等届出書を提出することになる場合があります。具体的な流通経路でご不明な点がある場合は、県税事務所にお問い合わせください。

(流通例) 商流：元売→特約A→販売→特約B→需要家      物流：元売から販売へ持届け、販売から需要家へ持届け  
 商流：元売C→特約A→元売D→特約B→需要家      物流：元売Cから元売Dへ持届け、元売Dから需要家へ持届け  
 この場合、特約Bは16-10納入申告書・16-10別表・課税済軽油の引取数量等届出書の提出が必要となります

## 2 申告書・報告書の作成方法

次のような取引があった場合、A石油(株)(特約業者)が県税事務所長へ提出しなければならない申告書・報告書と、その記載方法について説明いたします。

千葉県に本社を置くA石油(株)(特約業者)は、令和〇〇年4月中に、以下の取引を行った。

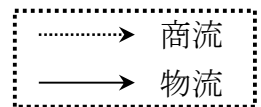
(取引1) A石油(株)は、C石油(株)(元売業者)の千葉県所在の製油所に軽油10KLを発注し、C石油(株)から納入を受けた。また、千葉県に本社を置くB石油(株)(特約業者)にも軽油5KLを発注し、D石油(株)(元売業者)の千葉県所在の製油所から納入を受けた。

A石油(株)は、千葉県内の自社スタンド(県庁前給油所)にて15,500.12Lを自動車の保有者に、1KLを免税軽油使用者(株県庁興業)に販売したほか、自社のミニローリー用の燃料として100Lを消費した。

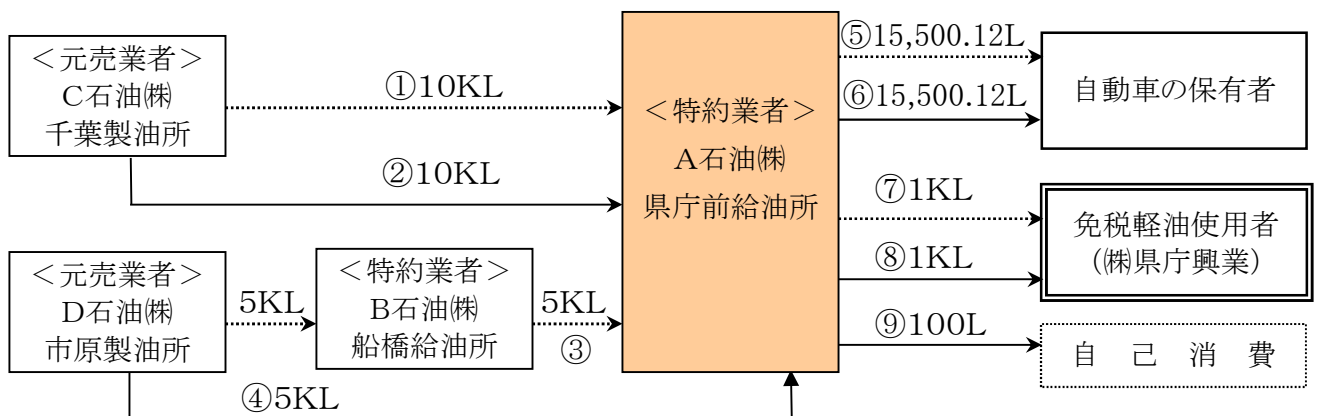
(取引1-2) A石油(株)は埼玉県スタンド(さいたま給油所)からC石油(株)に軽油15KLを発注し、C石油(株)の埼玉県所在の油槽所から納入を受け、同スタンドで10KLの売上げがあった。

(取引2) A石油(株)は、C石油(株)の千葉県所在の製油所に、千葉県内に所在する得意先の大口需要家へ軽油4KLを納入するよう発注した。

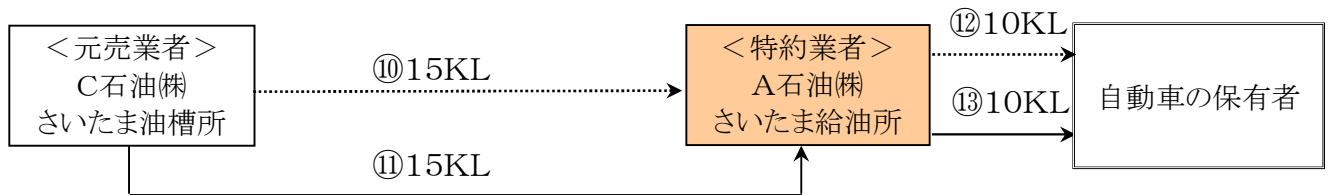
上記の取引内容を図示すると、以下のようになります。



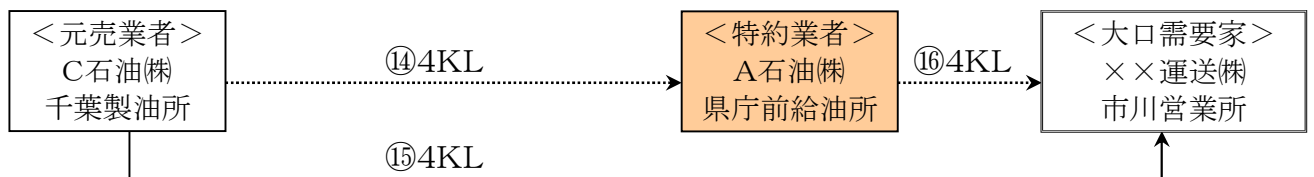
(取引1)



(取引 1-2)



(取引 2)



なお、A石油株について、前月末(3月末)在庫は、県庁前給油所が未課税軽油6KL、さいたま給油所が未課税軽油3KLで、合計9KLであったものとします。

☆ A石油株(特約業者)が県税事務所長へ提出しなければならない申告書・報告書の様式と記載内容

区分	様式	記載内容
申告書	第16号の10様式	⑥、⑧、⑮を合算した数量を記入のうえ、申告納入する。 ※ なお、さいたま給油所に係る⑬の数量については、埼玉県へ申告納入することとなる。
	第16号の10様式別表	第16号の10様式の内訳を記入
	第16号の12様式	⑨の消費数量を記入のうえ、申告納付する。
報告書	第16号の41様式	月初在庫数量、月中の受入数量、月中の払出数量及び月末在庫数量を記入
	第16号の41様式別表1	①、③、⑩、⑭の各引取数量を記入(商流を記入)
	第16号の41様式別表2	②、④、⑪の各納入数量を記入(物流を記入)
	第16号の41様式別表5	⑤、⑦、⑫、⑯の各引渡数量を記入(商流を記入)
	第16号の41様式別表6	⑥、⑧、⑬の各納入数量を記入(物流を記入)
	第16号の41様式別表7	⑨の消費数量を記入
	第16号の41様式別表10	A石油株所有の全てのタンクの月末在庫数量を記入

☆ 自社及び取引業者の事業者・事業所コード(例示)

法人名	事業所名	事業者コード	事業所コード
A石油(株)	本店	1211110008	
	県庁前給油所		1211110024
	さいたま給油所		1211110033
B石油(株)	本店	1222220008	
	船橋給油所		1222220026
C石油(株)	本店	1333330001	
	千葉製油所		1333330029
D石油(株)	本店	1344440001	
	市原製油所		1344440029
××運送(株)	本店	6212340002	
	市川営業所		6212340020
(株)県庁興業(免税軽油使用者)			6280031238
自動車の保有者			9999990208

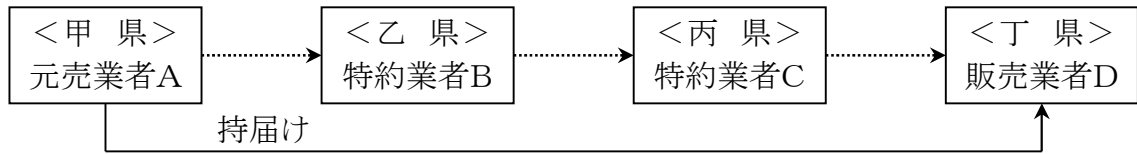
☆ 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

上記事例の取引内容について、A石油(株)が県税事務所長に対して行う申告及び報告の具体的な記入例は [P24~P33](#)に掲載しておりますので、参照してください。

### 3 取引事例別 申告書・報告書の記載内容

(事例1) 元売業者Aが販売業者Dに現実の納入を行った場合



#### 元売業者A

区分	提出先	様式	記載内容
報告書	丁県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=販売業者D
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

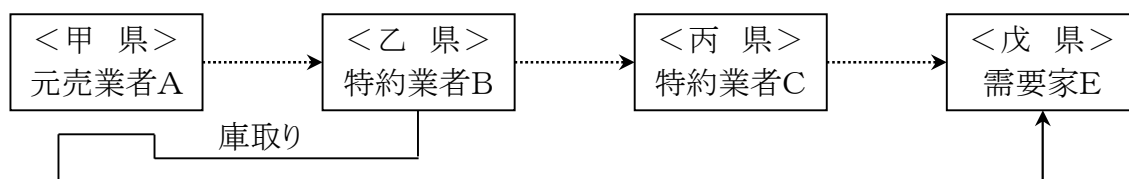
#### 特約業者B

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	丁県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=販売業者D 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	

#### 特約業者C

区分	提出先	様式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	

(事例2) 特約業者Bが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



#### 元売業者A

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	乙県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(イ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者B 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=特約業者B
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

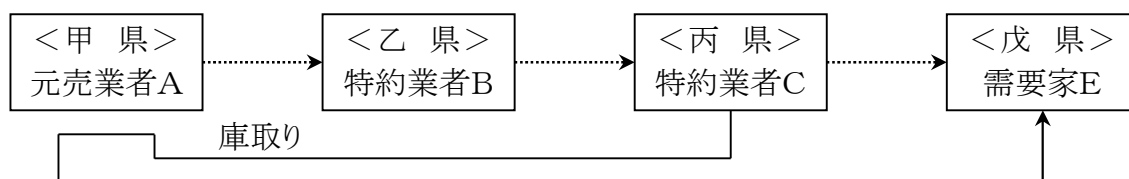
#### 特約業者B

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=需要家E 右(納入を行った者)欄=特約業者B
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=需要家E
第16号の41様式別表10			

#### 特約業者C

区分	提出先	様式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=需要家E
		第16号の41様式別表10	

(事例3) 特約業者Cが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



#### 元売業者A

区 分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄＝特約業者B 右(納入を受けた者)欄＝特約業者C
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄＝元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄＝特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄＝特約業者C
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

#### 特約業者B

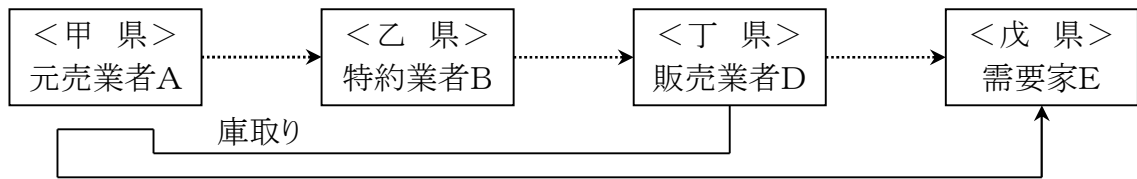
区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	丙県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄＝特約業者C 右(納入を行った者)欄＝元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄＝元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄＝特約業者C
		第16号の41様式別表10	

#### 特約業者C

区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(エ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄＝需要家E 右(納入を行った者)欄＝特約業者C ※ 数量は、「うち課税対象とならない数量」欄に内書きする。
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄＝特約業者B
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄＝元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄＝需要家E
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄＝需要家E
		第16号の41様式別表10	

※ 戊県へ課税済軽油の引取数量等届出書(戊県様式)の提出も必要

(事例4) 販売業者Dが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



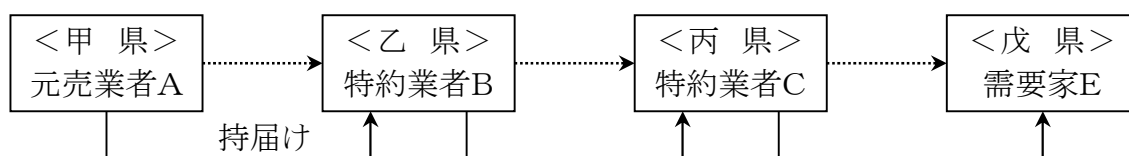
元売業者A

区 分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丁県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=販売業者D
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

特約業者B

区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	丁県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=販売業者D 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	

(事例5) 特約業者Cが需要家Eに「課税済」の軽油を納入した場合



#### 元売業者A

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	乙県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(イ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者B 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=特約業者B
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表10	
第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)		

#### 特約業者B

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	丙県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者C 右(納入を行った者)欄=特約業者B
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者C
第16号の41様式別表10			

#### 特約業者C

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(エ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=需要家E 右(納入を行った者)欄=特約業者C ※ 数量は、「うち課税対象とならない数量」欄に内書きする。
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=需要家E
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=需要家E
第16号の41様式別表10			

※ 戊県へ課税済軽油の引取数量等届出書(戊県様式)の提出も必要

4 申告書・報告書の記入例

令和〇〇年5月31日 千葉西県税事務所長 様													事業者コード 1211110008		事務所コード 12016									
													※ 処理事項											
個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)									
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称		第1234号 A石油 株式会社 代表取締役 〇〇〇〇																						
登録特別徴収義務者の住所又は所在地		千葉市中央区市場町〇〇																						
この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号		経理係 〇〇〇〇 (電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇)																						
令和〇〇年04月分 軽油引取税納入申告書																								
4月中における引渡しに係る軽油の納入数量															20	500.120	リットル							
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量 (イ)																							
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量 (ウ) <b>輸 出</b>																							
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量 (エ) <b>課 税 済</b>											5	000.000											
	免税証による軽油の納入数量 (オ)											1	000.000											
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量 (カ)																							
	小 計 (イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ) (キ)											6	000.000											
差 引 計 (ア)-(キ) (ク)											14	500.120												
欠 減 量 (ク)×1/100(0.3/100) <b>小数点4位以下は、端数を切り上げる。</b>												145.002												
再 差 引 計 (ク)-(ケ) (コ)											14	355.118												
この申告によって納入すべき軽油引取税額 15 円×(コ) (サ)												215.326	円											
申告期限		〇〇年05月31日										添付書類	(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証											
納入予定日		〇〇年05月31日																						

税額の1円未満の端数は、切り捨てる。

免税証による納入数量がある場合は、この欄に添付した免税証の枚数等を記載する。

添付免税証  
12枚(1,000リットル分)

軽油の納入数量明細書

(4月1日～4月30日)

※ 処理	事業者コード	事務所コード		
	1211110008	12016		

第十六号の十様式別表 (提出用)

登録特別徴収義務者の氏名又は名称	A石油 株式会社
登録特別徴収義務者の住所又は所在地	千葉市中央区市場町〇〇
	令和〇〇年04月分

「納入地」には、特別徴収義務者から現実の納入を伴う軽油の引取りが行われた当該場所を記載する。  
 ○特別徴収義務者が軽油を「持ち届けた」場合→その軽油を持ち届け、納入した場所  
 ○特別徴収義務者が自社給油所等で顧客に販売した場合→当該給油所等の所在地  
ただし、納入を受けた者が石油製品の販売業者である場合には、その販売業者の当該軽油の納入に係る事業所が「納入地」となる。→P2～6を参照

支店名・営業所名も記載する。

納入を受けた者		納入地		納入数量		引渡しに係る軽油の納入を行った者
氏名又は名称	※ コード			うち課税対象とならない数量	リットル	※
××運送(株) 市川営業所	※ 6212340020	市川市行徳〇〇		4	000.000	C石油(株) 千葉製油所 ※ 1333330029
株式会社 県庁興業	※ 6280031238	千葉市中央区市場町〇		1	000.000	A石油(株) 県庁前給油所 ※ 1211110024
自動車の所有者	※ 9999990208	千葉市中央区市場町〇		15	500.120	A石油(株) 県庁前給油所 ※ 1211110024
				5	000.000	
				20	500.120	
				6	000.000	
計						

自社の給油所等で顧客に軽油を販売した場合は、個々の氏名又は名称を省略して「自動車の所有者」として一括記載する。なお、その際コードは「9999990208」を用いる。

免税軽油使用者への納入分。自動車の所有者に対する納入分とは別に記載する。

軽油の現実の納入を行った者の名称を、出荷に係る事務所事業所ごとに記載する。申告書別表には事業所コードを用いる。

**【記入の要領】**  
 ① 軽油の納入数量明細書には、納入申告書の「月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)欄」の内訳を記載すること。  
 ② 特別徴収義務者が現実の納入を伴う引渡しを行った軽油について、当該軽油の「納入地」ごとにその軽油の数量を記載すること。  
 ③ 「うち課税対象とならない数量」欄には、「元売→元売」間の引取り、「元売→特約」間の引取り、課税済軽油の納入、免税証による納入等に係る数量を記載すること。

合計数量：複数枚ある場合には、最終ページのみに記載する。

16号の10様式(ア)欄と一致

16号の10様式(キ)欄の数量と一致

軽油引取税納付申告書

(令和〇〇年4月1日 ~ 4月30日分)

受付印

令和〇〇年 5月 31日

〇〇県税事務所長

様

個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右括弧記載)
納税者の氏名又は名称	A石油株式会社 代表取締役 〇〇〇〇											この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号		
納税者の住所又は所在地	千葉県中央区市場町〇〇													

事業者コード	1211110008	事務所コード	12016	発理区分		予備		整理番号	
発行年月日		通信日付印		確認印		申告年月日			

経理係	〇〇〇〇	(電話)	〇〇〇〇-〇〇〇〇
-----	------	------	-----------

第十六号の十二様式(提出用)

令和 〇〇 年 〇 4 月分

特別徴収義務者が自己の保有に係る軽油を自ら消費した場合は、(オ)欄に当該消費数量を記載のうえ、申告納付する。

課税区分	数量	課税区分	数量
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量 ① ①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ② ①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ③	(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 ⑬ ⑬のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途) ⑭ ⑬-⑭のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑮
第144条の2第3項	第144条の3第1項第1号、2号	第144条の3第1項第3号	第144条の3第1項第4号
第144条の2第4項	差引計 ①-②-③ (ア)	第144条の3第1項第5号	第144条の3第1項第6号
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④ ④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑤ ④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑥ ④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑦ ④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑧	(カ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	譲渡した軽油の数量 ⑯ 消費した軽油の数量 ⑰ 消費又は譲渡した軽油の数量 ⑱ ⑱のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑲ ⑱のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課された揮発油の数量 ⑳
第144条の2第5項	第144条の3第1項第5号	第144条の3第1項第6号	第144条の3第1項第7号
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限る。)	消費した炭化水素油の数量 ⑨ ⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑩ ⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑪	(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量 ㉑
第144条の2第6項	第144条の3第1項第7号	合計	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ) @
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量 ⑫ ⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑬ ⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑭ ⑫のうち特別聴取義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量 ⑮	納付すべき軽油引取税額	15円×@ 1,500円
第144条の2第6項	(エ)	差引計	⑫-⑬-⑭-⑮

添付免税証 枚 ( リットル分)

軽油の受払い等の数量報告書

第十六号の四十一様式 (提出用)

令和〇〇年5月31日											※ 処理 事項		事業者コード 1211110008	事務所コード 12016			
千葉西県税事務所長 様													区分 元・特・製				
個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	「受入れ」、「払出し」の「その他」欄には、月末の实在庫数量と計算上の帳簿在庫数量に差が生じた場合に、増減した軽油の数量を記載する。なお、在庫差量の取扱いについては、P9も参照してください。						
氏名又は名称	A石油 株式会社										代表取締役 〇〇〇〇						
住所又は所在地	千葉市中央区市場町〇〇										(電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇)						
令和〇〇年04月分											商流(全ての取引)		物流(自ら納品し、又は納品される取引)				
摘要	受払い等の数量					現実の受払い等の数量					備考						
前々月末在庫数量	リットル 9 000.000					リットル 9 000.000											
うち課税済みのもの																	
受 入 れ	製造数量											前月の数量報告書下段の「前々月末在庫数量」と一致する。					
	うち課税済みのもの																
	輸入数量																
	引取数量	別表1	34	000.000	別表2	30	000.000										
	うち課税済みのもの	5	000.000	5	000.000												
	返還を受けた数量																
	うち課税済みのもの																
	その他																
うち課税済みのもの																	
合計	34	000.000	30	000.000													
うち課税済みのもの	5	000.000	5	000.000													
払 出 し	引渡数量	別表5	30	500.120	別表6	26	500.120				受入れ合計欄には「前々月末在庫数量」を含めない。						
	うち課税済みのもの	5	000.000	5	000.000												
	消費数量	別表7		100.000	別表7		100.000										
	うち課税済みのもの																
	返還を行った数量																
	うち課税済みのもの																
	その他																
	うち課税済みのもの																
合計	30	600.120	26	600.120													
うち課税済みのもの	5	000.000	5	000.000													
前月末在庫数量	別表10	12	399.880	別表10	12	399.880											
うち課税済みのもの																	









消費数量(現実の受払い等の数量)明細書

報告者の氏名又は名称		事業者コード*		事務所コード*					
A石油 株式会社		1211110008		12016					
令和〇〇年04月分								1	枚のうち
								1	枚目
事務所又は事業所 名称	所在地	消費数量				備考			
		うち課税済みのもの							
A石油 株式会社 県庁前給油所	千葉市中央区市場町〇〇	1211110024					リットル 100.000		
		別表7記載のコードは事業所コード							
計							100.000		

**【記入の要領】**  
 自らの消費した軽油数量について、事務所又は事業所ごとの内訳を記載すること。

別表7記載のコードは事業所コード

合計数量:  
 複数枚ある場合には、最終ページのみに記載する。



# 5 その他様式の記入例

第2号様式

受付印

## 課税済軽油の引取数量等届出書

令和〇〇年4月分

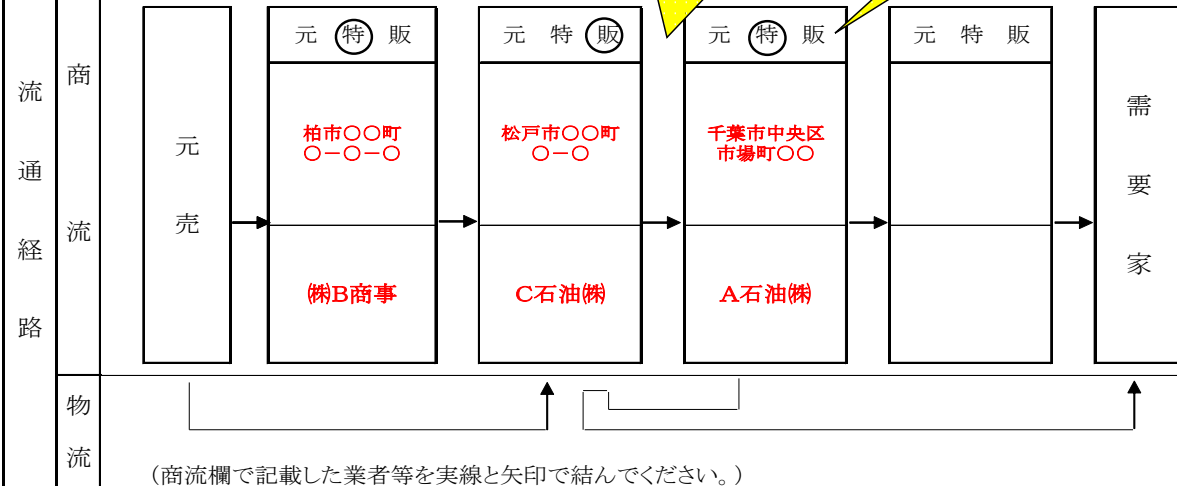
引取行為ごとに、引取数量、仕入単価、元売業者等の出荷地、入荷地、輸送者又は輸送車両の登録番号を記載してください。

引取年月日	引取数量	仕入単価	出荷地	入荷地	輸送を行った者又は輸送車両の登録番号
〇〇年4月4日	10,000 <sup>リットル</sup>	80円/リットル	D石油(株)東京油槽所	千葉市中央区長洲〇E運輸(株)	千葉800あ△△△△
〇〇年4月19日	10,000 <sup>リットル</sup>	80円/リットル	D石油(株)東京油槽所	千葉市中央区長洲〇E運輸(株)	千葉800あ△△△△
年 月 日					
年 月 日					

業者区分に「〇」をつけてください。

(上段=名称, 下段=所在地)

上段:住所又は所在地  
下段:氏名又は名称



上記軽油に対する軽油引取税の特別徴収義務者	住所又は所在地	柏市〇〇町〇-〇-〇
	氏名又は名称	株式会社B商事
	電話番号	04-〇〇〇〇-〇〇〇〇
上記特別徴収義務者が軽油引取税を申告した県税事務所等	都道府県名	千葉県
	県税事務所等名	松戸県税事務所

上記のとおり届出いたします。  
令和〇〇年5月31日

住所又は所在地 千葉市中央区市場町〇〇  
特別徴収義務者 氏名又は名称 及び代表者氏名 A石油株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

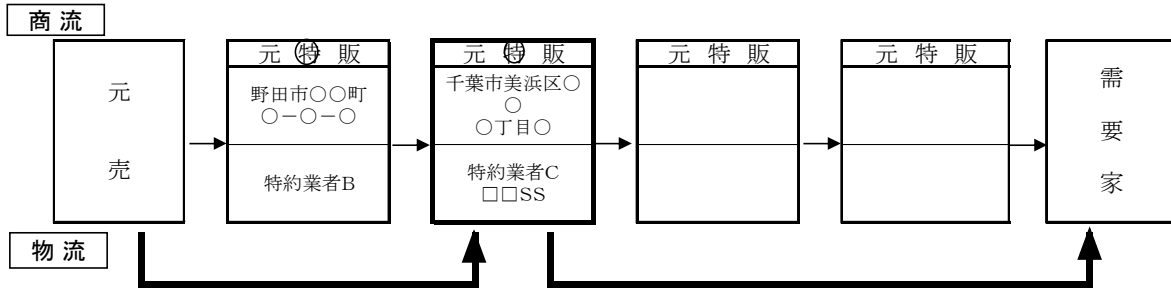
千葉県千葉西県税事務所長 様

## 《課税済軽油の引取数量等届出書 流通経路の記載例》

○商流及び物流の経路記載例(例1から8まで全て「特約業者C」が課税免除承認申請者)

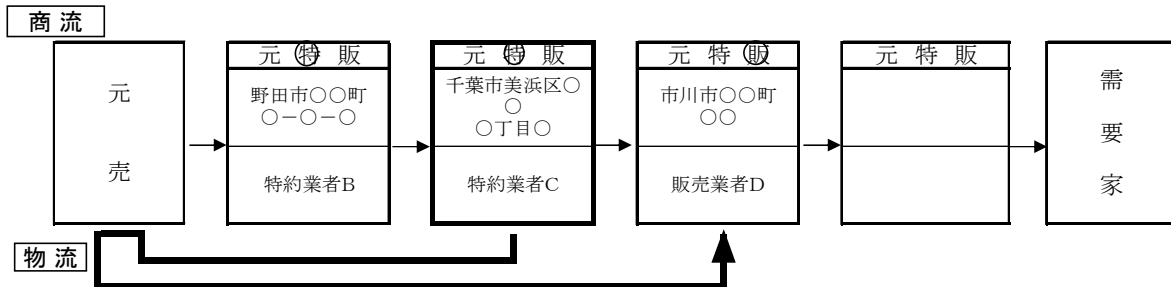
(例1) 商流上の経路: 元売→特約B→特約C→需要家(自動車の保有者)

物流上の経路: 元売が特約Cのタンクへ持届けし、特約Cが当該軽油を自社SSIにおいて自動車の保有者に払い出した。



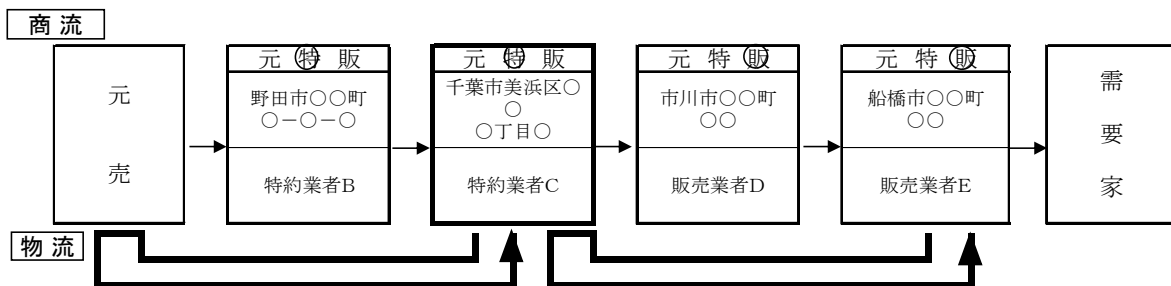
(例2) 商流上の経路: 元売→特約B→特約C→販売D

物流上の経路: 特約Cが元売のタンクへ庫取りし、販売Dへ納品した。



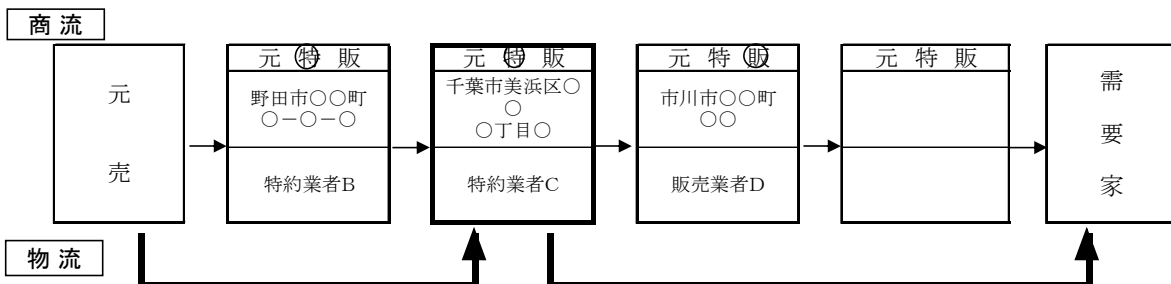
(例3) 商流上の経路: 元売→特約B→特約C→販売D→販売E

物流上の経路: 特約Cが元売のタンクへ庫取りし、一旦自社タンクに貯蔵した。その後、販売Eが特約Cのタンクへ庫取りした。

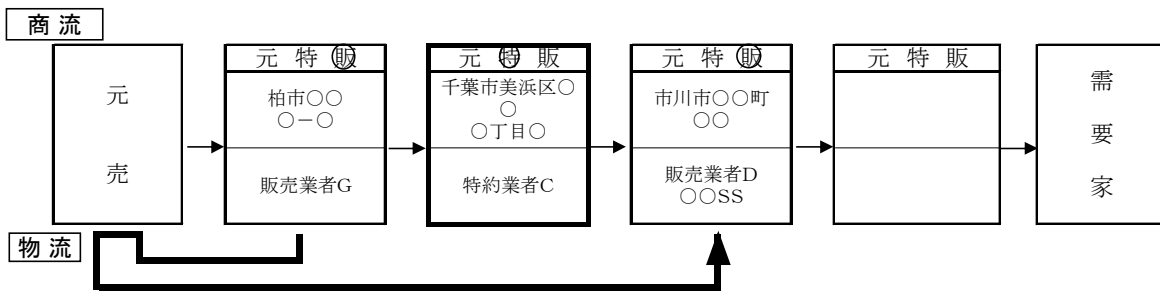


(例4) 商流上の経路: 元売→特約B→特約C→販売D→需要家

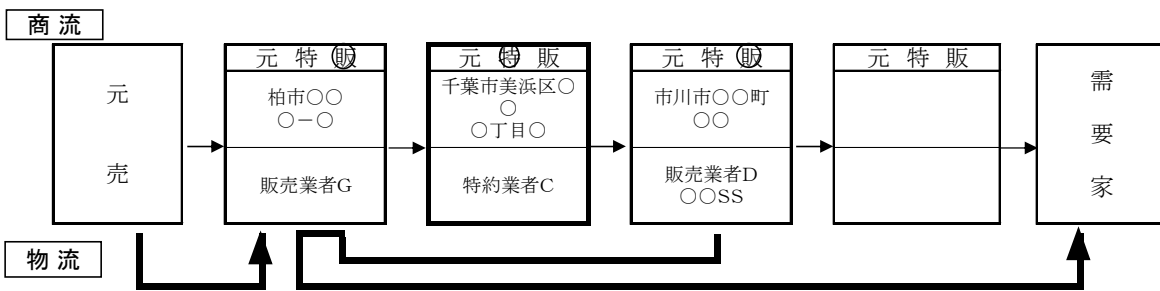
物流上の経路: 元売が特約Cのタンクへ持届けし、特約Cが当該軽油をさらに需要家へ持届けした。



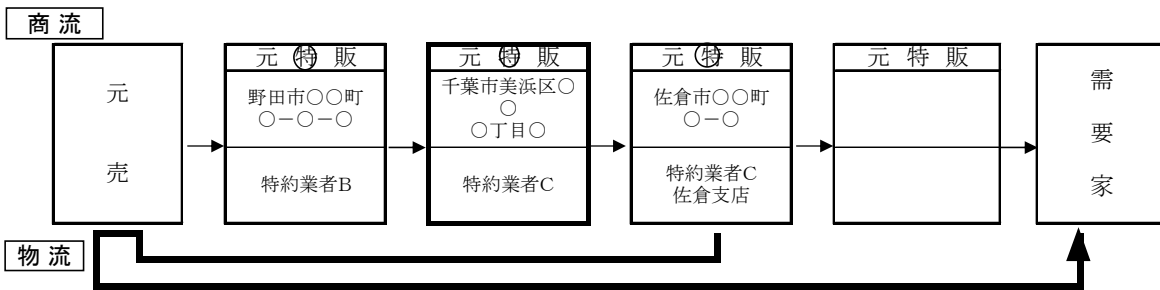
(例5) 商流上の経路: 元売→販売G→特約C→販売D  
 物流上の経路: 販売Gが元売のタンクへ庫取りし、販売Dへ納品した。



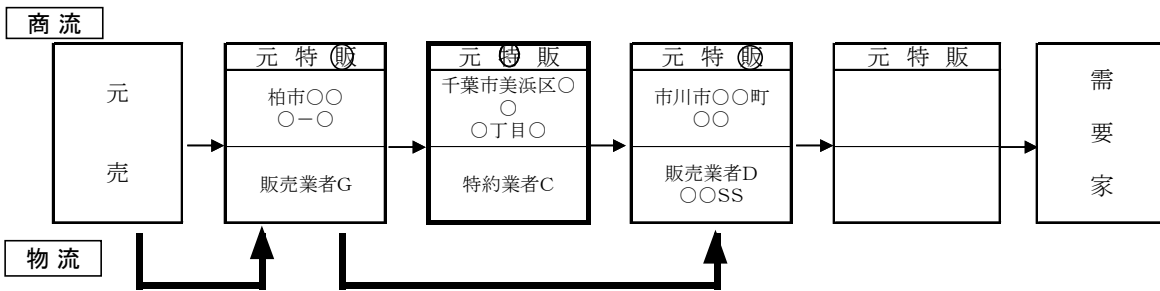
(例6) 商流上の経路: 元売→販売G→特約C→販売D→需要家  
 物流上の経路: 元売が販売Gに持届けした後、販売Dが販売Gのタンクへ庫取りし、需要家に納品した。



(例7) 商流上の経路: 元売→特約B→特約C→特約C支店  
 物流上の経路: 特約Cの佐倉支店が元売のタンクに庫取りし、需要家に納品した。



(例8) 商流上の経路: 元売→販売G→特約C→販売D  
 物流上の経路: 元売が販売Gに持届けした後、販売Gが販売Dに持届けした。



所管の県税事務所収税担当  
課へご提出ください。

受付印

令和〇〇年〇月〇日

住所又は所在地

千葉市中央区市場町〇〇

(電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)

千葉〇〇県税事務所長 様

氏名又は名称  
及び代表者氏名

A石油株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

軽油引取税徴収猶予申請書

地方税法第144条の29第1項の規定により、次のとおり申請します。

期別

令和〇〇年4月分

申告納入すべき金額

460,799 円

このうち徴収猶予を  
受けようとする税額

321,000 円

納期限から起算して最長2ヶ月ま

徴収猶予を受け  
ようとする期間

令和〇〇年6月1日から令和〇〇年7月31日まで

提供  
する  
担保

名称

種類

所在

数量

摘要

添  
付  
書  
類

記載例

- この明細書は、貯蔵設備のある事務所又は事業所ごとに作成します。
- 一つの事業所に複数の貯蔵設備がある場合は、その合計数量を記載します。
- 計算の結果、合計欄⑦が0リットルを超えた場合はその数量について自己消費として納付してください。

事務所又は事業所別在庫数量等明細書

受付印 令和〇〇年3月10日 〇〇県税事務所長 様		事業者コード		事務所コード		
		※処理事項				
氏名又は名称		A石油株式会社				
住所又は所在地		千葉市中央区市場町〇〇				
〇〇年3月～〇〇年2月分						
事務所又は事業所所在地及び名称		千葉市中央区市場町〇〇		A石油株式会社県庁前給油所		
貯蔵設備の所在地及び名称		千葉市中央区市場町〇〇地下タンク		同左		
設備の容量		5,000 リットル		5,000 リットル		
月	月初日の実在庫数量 ①	当月中の物流上の受入れ数量 ②	当月中の物流上の払出し数量 ③	帳簿上の在庫数量 ④①+②-③=④	月末の実在庫数量 ⑤	差引 ④-⑤=⑥
3月	100.000	2,600.000	2,500.020	199.980	150.160	49.820
4月	150.160	2,100.000	2,000.000	250.160	229.780	20.380
5月	229.780	2,100.000	2,200.080	129.700	149.820	△20.120
6月	149.820	2,200.000	2,198.340	151.480	170.320	△18.840
7月	170.320	2,500.000	2,490.780	179.540	140.140	39.400
8月	140.140	2,400.000	2,500.000	40.140	48.890	△8.750
9月	48.890	2,800.000	2,697.450	151.440	152.760	△1.320
10月	152.760	2,500.000	2,403.660	249.100	229.180	19.920
11月	229.180	2,100.000	2,150.840	178.340	118.350	59.990
12月	118.350	2,600.000	2,680.000	38.350	31.460	6.890
1月	31.460	2,300.000	2,178.550	152.910	102.690	50.220
2月	102.690	2,600.000	2,500.000	202.690	192.690	10.000
合計	28,800.000	28,499.720			207.590	⑦

記載要領

- ※印の欄は記入しないこと
- 「当月中の物流上の受入れ数量」欄は、納入を受けた軽油のすうりょう、納入を行った後返還を受けた軽油の数量の合計を「当月中の物流上の払出し数量」欄は、納入を行った軽油の数量、納入を受けた後返還を行った軽油の数量、消費した軽油の数量の合計を記載すること。

検算

$$A + B - C - D = E$$

( 100.000      28,800.000      28,499.720      192.690      207.590 )

事業の開廃等の届出書

新規特約業者として開始する場合

第十六号の三十五様式（提出用）

受付印 令和3年3月27日	※処理事項 異動年月日 該当区分に「○」をつけてください。															
	区分 元・特・販・製															
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)	
	フリガナ	ケンチョウセキユ カブシキガイシャ														
	氏名又は名称	県庁石油株式会社														
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ケンチョウ タロウ														
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 県庁 太郎														
	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチョウ 1-1														
住所	千葉市中央区市場町1番1号															
開設する全ての事務所又は事業所（本社、SS等）ごとに名称、所在地を記載する。 第144条の34第1項の規定により届け出ます。 第144条の34第3項																
事務所又は事業所	フリガナ	ケンチョウセキユ カブシキガイシャ ホンシャ														
	名称	県庁石油株式会社 本社														
	所在地	〒260-0855 千葉市中央区市場町1番1号														
(電話 043-000-0000)																
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日					廃止年月日										
	令和 2 年 4 月 1 日					令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日										
	休止期間 令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日															
この届出書は、事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動(変更)の届出をする場合に使用する。 事業を開始しようとする場合は、その5日前までにそれぞれ必要事項を記載の上、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県に提出する。																
事業の廃止又は休止の理由																
上記の事務所又は事業所の営業区域 千葉県、東京都																
事務所又は事業所の営業区域に係る都道府県名を記載する。																
その他参考となるべき事項																
異動年月日 令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日																

千葉県内に所在する「事務所又は事業所」に新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付資料と一緒に提出してください。

受付印

令和3年3月27日

※処理欄	登録番号	課税番号

ちゅうおうくいちばちょう1-1

千葉西 県税事務所長 様

住所又は所在地	千葉市中央区市場町1番1号
(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく ちばたろう
氏名又は名称及び代表者氏名	県庁石油株式会社 代表取締役 千葉 太郎
個人番号又は法人番号	1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更・登録消除）申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい（変更したい・消除したい）ので、次のとおり申請します。

「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所在しない場合には、県外の所在する主たる事務所又は事業所を記載する。

事務所又は事業所	(ふりがな)	ちば		
	所在地	千葉市中央区市場町1番1号		
	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃほんてんきゅうゆじょ		
	名称	県庁石油株式会社		
			(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく ちばたろう
			責任者氏名	代表取締役 千葉 太郎

(電話 043-0000-0000)

申請の区分

- ① 登録  
ア  事務所又は事業所の事業の開始によるもの  
イ  事務所又は事業所の事業を開始した後のもの  
ウ  引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの  
② 登録事項の変更  
③ 登録の消除

事由発生日

令和3年4月1日

変更の場合

変更前  
変更後

消除の場合

登録番号  
消除の理由

元売・特約の別

元・特

元売・特約  
指定年月日

令和3年4月1日

販売契約がある元  
売業者名

〇〇石油(株)

事務所又は事業所の数

千葉県内

1

千葉県以外

1



事業の開廃等の届出書

SSを新設する場合

第十六号の三十五様式（提出用）

受付印 令和〇〇年3月15日 千葉西県税事務所長 殿	※処理事項 事業者コード 事務所コード 役員 予備 整理番号		異動年月日 該当区分に「○」をつけてください。													
	区分 元・特・販・製															
元売業者、特約 業者、石油製品 販売業者又は軽 油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)	
	フリガナ	エーセキユ カブシキガイシャ														
	氏名又は名称	A石油株式会社														
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇														
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇														
	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチョウ 〇〇														
住所又は所在地	千葉市中央区市場町〇〇 (電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)															
新設する事務所又は事業所の名称、所在地を記載する。		第144条の34第1項 第144条の34第3項の規定により届け出ます。														
事務所又は事業所	フリガナ	エーセキユ カブシキガイシャ モバラキョウユシヨ														
	名称	A石油株式会社 茂原給油所														
	所在地	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 茂原市茂原〇番〇号 (電話 0475-△△-△△△△)														
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日	令和 〇〇 年 4 月 1 日												廃止年月日	令和 年 月 日	
	休止期間 令和 年															
事業の廃止又は休止の理由	この届出書は、事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動(変更)の届出をする場合に使用する。事業を開始しようとする場合は、その5日前までにそれぞれ必要事項を記載のうえ、1部提出する。															
上記の事務所又は事業所の営業区域 千葉県																
その他参考となるべき事項																
異動年月日 令和 年 月 日																

千葉県内に所在する「事務所又は事業所」に新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付資料と一緒に提出してください。

受付印

令和3年4月26日

※処理欄	登録番号	課税番号
------	------	------

ちゅうおうくいちばちょう1-1

千葉西 県税事務所長 様

住所又は所在地 千葉市中央区市場町1番1号

(ふりがな) けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ  
だいひょうとりしまりやく ちばたろう

氏名又は名称及び代表者氏名 県庁石油株式会社  
代表取締役 千葉 太郎

個人番号又は法人番号 1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更・登録削除）申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい（変更したい・削除したい）ので、次のとおり申請します。

「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所在しない場合には、県外の所在する主たる事務所又は事業所を記載する。

事務所又は事業所	(ふりがな)	ちば		
	所在地	千葉県		
事務所又は事業所	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃほんてんきゅうゆじょ		
	名称	県庁石油株式会社		
事務所又は事業所	(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく ちばたろう		
	責任者名	代表取締役 千葉 太郎		
申請の区分	1 登録 <input type="radio"/> 事務所又は事業所の事業の開始によるもの <input type="radio"/> 事務所又は事業所の事業を開始した後のもの <input type="radio"/> 引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの ② 登録事項の変更 ③ 登録の削除			
事由発生日	令和3年5月1日			
変更の場合	変更前	千葉県内の事業所数 1		
	変更後	千葉県内の事業所数 2（理由：茂原給油所を設置）		
削除の場合	登録番号			
	削除の理由			
元売・特約の別	元・特 指 定 年 月 日	令和3年4月1日	販売契約がある元売業者名	〇〇石油㈱
事務所又は事業所の数	千葉県内	2	千葉県以外	1



事業の開廃等の届出書

SSを廃止する場合

第十六号の三十五様式（提出用）

受付印 令和3年4月26日	※処理事項 異動年月日	事業者コード	事務所コード	処理	予備	整理番号								
		該当区分に「○」をつけてください。												
○○県税事務所長 様		区分	元・特	販・製										
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	(右詰で記載)
	フリガナ	タデヤマ ハナコ												
	氏名又は名称	館山 花子												
	フリガナ													
	法人にあっては代表者の氏名													
	フリガナ	フナバシ ミナトチョウ 2-10-18												
住所	船橋市湊町2丁目10番18号													
廃止するSSの名称、所在地を記載する。		第144条の34第1項 第144条の34第3項の規定により届け出ます。												
事務所又は事業所	フリガナ	マツドキュウユジョ												
	名称	松戸給油所												
	フリガナ	マツドシ コネモト 7												
所在地	〒271-8564													
	松戸市小根本7番地													
		(電話 047-△△△-△△△△)												
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日					廃止年月日								
	令和 □年 □月 □日					令和 3年 4月 30日								
	休止期間 令和 □年 □月 □日から 令和 □年 □月 □日まで													
事業の廃止又は休止の理由		廃止又は休止する場合、その理由を詳しく記載する。 (例: 給油所閉鎖のため等)												
上記の事務所又は事業所の営業区域		上記SSの営業区域に係る都道府県名を記載する。 千葉県												
その他参考となるべき事項														
					異動年月日					令和 □年 □月 □日				

千葉県内に所在する「事務所又は事業所」に新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付資料と一緒に提出してください。

受付印

※処理欄	登録番号	課税番号

千葉県西 県税事務所長 様	住所又は所在地	ししみなとちょう1-10-18 船橋市湊町2丁目10番18号
	(ふりがな)	たてやま はなこ
	氏名又は名称及び代表者氏名	館山 花子
	個人番号又は法人番号	1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更・登録削除）申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい（変更したい・削除したい）ので、次のとおり申請します。

「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所在しない場合には、県外の所在する主たる事務所又は事業所を記載する。

事務所又は事業所	(ふりがな)	ふな		
	所在地	船橋 (電話 043-0000-0000)		
	(ふりがな)	たてやませきゆかぶしきかいしゃ	(ふりがな)	たてやま はなこ
	名称	館山石油株式会社	責任者氏名	館山 花子

申請の区分	1 登録
	<input type="radio"/> 事務所又は事業所の事業の開始によるもの <input type="radio"/> 事務所又は事業所の事業を開始した後のもの <input type="radio"/> 引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの
	<input checked="" type="radio"/> 登録事項の変更
	<input type="radio"/> 登録の削除

事由発生日	令和3年4月30日
-------	-----------

変更の場合	変更前	千葉県内の事業所数 2
	変更後	千葉県内の事業所数 1 (理由: 松戸給油所を閉鎖)

消除の場合	登録番号	
	消除の理由	

元売・特約の別	元・ <input checked="" type="radio"/> 特	元売・特約指定年月日	平成25年4月1日	販売契約がある元売業者名	〇〇石油㈱
---------	---------------------------------------	------------	-----------	--------------	-------

事務所又は事業所の数	千葉県内	1	千葉県以外	
------------	------	---	-------	--



事業の開廃等の届

異動(代表者変更)の場合

第十六号の三十五様式(提出用)

受付印 令和3年5月25日	※処理事項 事業コード 事務所コード 証券 予備 整理番号	異動年月日 該当区分に「○」をつけてください。													
		千葉西県税事務所長 殿	区 分 元・特・販・製												
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号 フリガナ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
	氏名 又は名称 フリガナ	ケンチョウセキユ カブシキガイシャ 県庁石油株式会社 ダイヒョウトリシマリヤク ケンチョウジロウ 代表取締役 県庁次郎													
	法人にあっては代表者の氏名 フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチョウ 1-1 千葉市中央区市場町1番1号 (電話 043-000-0000)													
	住 所 又は所在地														
	下記のとおりに地方税法 第144条の34第1項 第144条の34第3項 の規定により届け出ます。														
	事務所又は事業所	フリガナ 名 称 フリガナ 所在地	この届出書は、事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動(変更)の届出をする場合に使用する。 届け出事項の異動(変更)の場合は、遅滞なくそれぞれ必要事項を記載の上、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県に提出する。												
(電話 - - )															
事業の開始、廃止又は休止の年月日等		開 始 年 月 日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	廃 止 年 月 日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日												
	休 止 期 間 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで														
事業の廃止又は休止の理由															
上記の事務所又は事業所の営業区域	届出事項に変更が生じた場合は、その異動事由(例:住所変更、代表者変更等)と異動前の内容を「その他参考となるべき事項」欄に記載するとともに、異動年月日も当該欄に記載する。														
その他参考となるべき事項															
代表者変更: 変更前 県庁太郎	異 動 年 月 日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日														

千葉県内に所在する「事務所又は事業所」に新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付資料と一緒に提出してください。

受付印

令和3年5月25日

※処理欄	登録番号	課税番号

ちゅうおうくいちばちょう1-1

千葉県西 県税事務所長 様

住所又は所在地	千葉市中央区市場町1番1号
(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく ちばじろう
氏名又は名称及び代表者氏名	県庁石油株式会社 代表取締役 千葉 次郎
個人番号又は法人番号	1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更・登録削除）申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい（変更したい・削除したい）ので、次のとおり申請します。

「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所在しない場合には、県外の所在する主たる事務所又は事業所を記載する。

事務所又は事業所	(ふりがな)	ちば		
	所在地			
	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃほんてんきゅうゆじよ		
	名称	県庁石油株式会社		
			(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく ちばじろう
			責任者氏名	代表取締役 千葉 次郎

(電話 043-0000-0000)

申請の区分

- 1 登録
- 事務所又は事業所の事業の開始によるもの
- 事務所又は事業所の事業を開始した後のもの
- 引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの
- 2 登録事項の変更
- 3 登録の削除

事由発生日

令和3年6月1日

変更の場合

変更前 代表者：千葉太郎

変更後 代表者：千葉次郎

削除の場合

登録番号

削除の理由

元売・特約の別

元・特

元売・特約  
指 定 年 月 日

令和3年4月1日

販売契約がある元  
売 業 者 名

〇〇石油

事務所又は事業所の数

千葉県内

2

千葉県以外

1



事業の開廃等の届出書

事業を廃業する場合

第十六号の三十五様式（提出用）

受付印 令和3年7月26日	※処理事項 異動年月日		該当区分に「○」をつけてください。												
	○○県税事務局長 様		区 分 元・ <b>特</b> ・販・製												
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
	フリガナ	ケンチョウセキユ カブシキガイシャ													
	氏名又は名称	県庁石油株式会社													
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ケンチョウ ジロウ													
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 県庁 次郎													
	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチョウ 1-1													
住所	千葉市中央区市場町1番1号														
廃止する全ての事務所又は事業所（本社、SS等）ごとに名称、所在地を記載する。															
第144条の34第1項 第144条の34第3項 の規定により届け出ます。															
事務所又は事業所	フリガナ	ケンチョウセキユ カブシキガイシャ ホンシャ													
	名称	県庁石油株式会社 本社													
	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチョウ 1-1													
所在地	〒260-0855 千葉市中央区市場町1番1号														
(電話 043-△△△-△△△△)															
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開 始 年 月 日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日					廃 止 年 月 日 令和 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日									
	休 止 期 間 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/>														
事業の廃止又は休止の理由	この届出書は、事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動(変更)の届出をする場合に使用する。 事業を廃業しようとする場合は、その5日前までにそれぞれ必要事項を記載の上、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県に提出する。														
上記の事務所又は事業所の営業区域 千葉県、東京都															
事務所又は事業所の営業区域に係る都道府県名を記載する。															
その他参考となるべき事項															
異 動 年 月 日					令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日										

千葉県内に所在する「事務所又は事業所」に新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付資料と一緒に提出してください。

受付印

令和3年7月26日

※ 処理欄	登録番号	課税番号

ちゅうおうくいちばちょう1-1

千葉県西 県税事務所長 様	住所又は所在地	千葉県中央区市場町1番1号
	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく ちばじろう
	氏名又は名称 及び代表者氏名	県庁石油株式会社 代表取締役 千葉 次郎
	個人番号又は 法人番号	1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更・登録消除）申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい（変更したい・消除したい）ので、次のとおり申請します。

「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所在しない場合には、県外の所在する主たる事務所又は事業所を記載する。

事務所 又は 事業所	(ふりがな)	ちば	(電話 043-000-0000)	
	所在地			
	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃほんてんきゅうゆじよ	(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく ちばじろう
	名称	県庁石油株式会社	責任者名	代表取締役 千葉 次郎

申請の区分	1 登録 <input type="radio"/> 事務所又は事業所の事業の開始によるもの <input type="radio"/> 事務所又は事業所の事業を開始した後のもの <input type="radio"/> 引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの 2 登録事項の変更 <input checked="" type="radio"/> 3 登録の消除
-------	--

事由発生日	令和3年7月31日
-------	-----------

変更の場合	変更前	
	変更後	特別徴収義務者登録番号を記載する。

消除の場合	登録番号	1234567890
	消除の理由	廃業のため

元売・特約の別	元・ <input checked="" type="radio"/> 特	元売・特約 指定年月日	令和3年4月1日	販売契約がある元 売業者名	〇〇石油 <del>株</del>
---------	---------------------------------------	----------------	----------	------------------	-------------------

事務所又は 事業所の数	千葉県内	2	千葉県以外	1
----------------	------	---	-------	---

廃業時の事務所数を記載する。  
「付表1」も同様に記載する。



## 第3章 Q&A

(問1) 閉鎖した給油所等に残った軽油について、申告は必要ですか？

### 給油所等閉鎖時の在庫差量について

給油所等を閉鎖した場合、在庫差量の申告・報告が必要になります。実在庫数量が帳簿在庫数量を下回る場合には自己消費があったものとみなし、給油所等を閉鎖した日の翌月末日までに、当該数量の全量につき申告納付していただいております。また、申告納付の有無に関わらず、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」の提出が必要になります(記入例は [P38](#)を参照)。

### 閉鎖時の実在庫(残油)の処理について

残った軽油の処理の仕方によって、申告・報告の方法が異なります。以下の各項目をご確認の上、該当の項目に則った申告・報告をしてください。

#### 他者が引き取った場合

給油所等に残った軽油を他者(元売業者や産廃処理業者等)が引き取った行為は、「特約業者からの引取りで軽油の現実の納入を伴うもの」に該当し、課税の対象となるので、引き渡した数量を申告納入しなければなりません。

▶▶根拠規定 法第144条の2第1項

#### 自社で廃油処理を行った場合

残った軽油について元売業者等に引き渡しせず、自社で廃油処理を行った場合は、別途当該残量について申告納付をする必要があります。

▶▶根拠規定 法第144条の3第1項第1号、第2号

#### 社内転送の場合

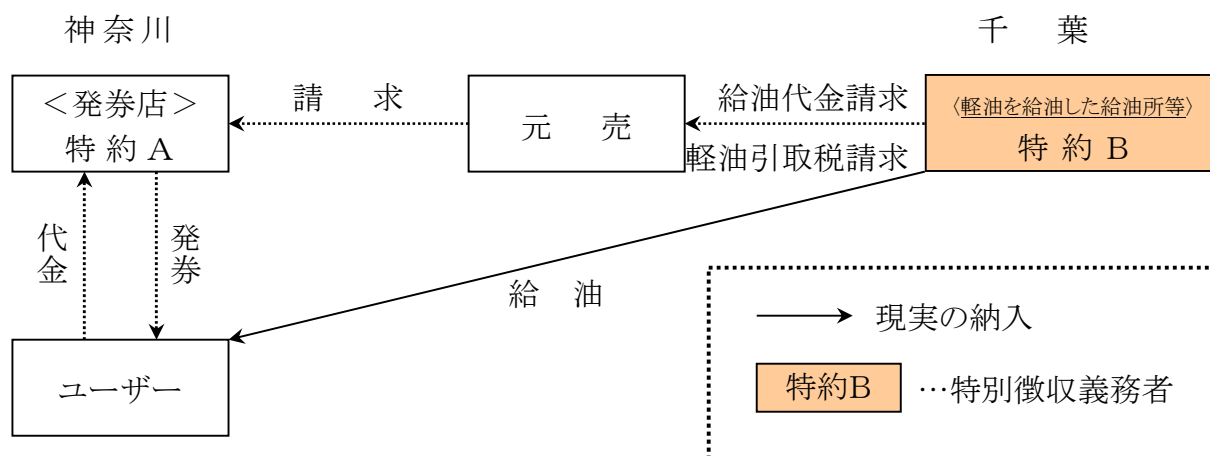
申告は不要です。移した先の給油所等の在庫として管理し、販売先等に引き渡したときや自己消費したとき等に申告してください。

### 貯蔵施設のデッドストックについて

貯蔵施設にデッドストックとして残る軽油についても申告の対象となりますので、デッドストック分の軽油の処理方法により申告納入又は申告納付を行ってください。

(問2) 給油カード等で給油した場合、誰が特別徴収し、報告はどのようにするのですか？

< 例 >



給油店である特約業者Bが特別徴収義務者となり、千葉県へ申告納入することになります。

また、「受払い等の数量」及び「現実の受払い等の数量」を特約業者Bが報告することになります。

この場合、「引渡数量」(第16号の41様式別表5、6)の記載にあたっては、「引取りを行った者の氏名又は名称」欄及び「納入を受けた者の氏名又は名称」欄には、自動車の所有者を記載してください。

なお、発券店である特約業者Aは、当該代行給油に係る「受払い等の数量」の報告の必要はありません。

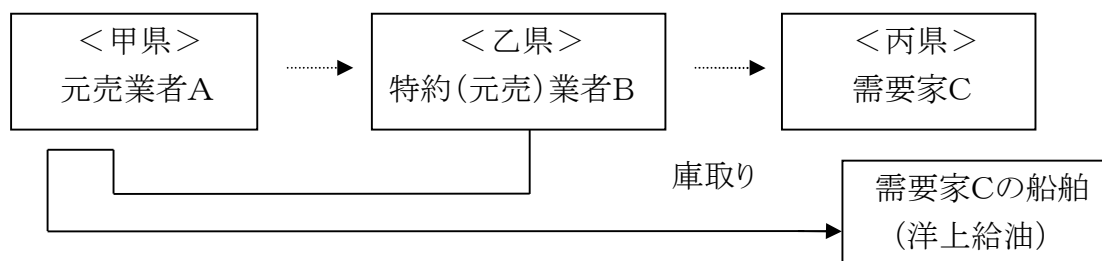
(問3) 特約業者がバージ船等により船舶へ洋上給油を行った場合及び接岸させて給油を行った場合のそれぞれの納入地(申告先)はどこですか？

洋上給油を行った場合は、当該軽油の納入に係る特約業者又は元売業者の事業所所在地が当該軽油の納入地となります。

一方、船舶を接岸させて給油を行う場合の当該軽油の納入地については、納入が行われた場所が当該軽油の納入地となります。船舶を接岸させて給油を行ってれば、たとえ海上から給油が行われたとしても、接岸給油となります。

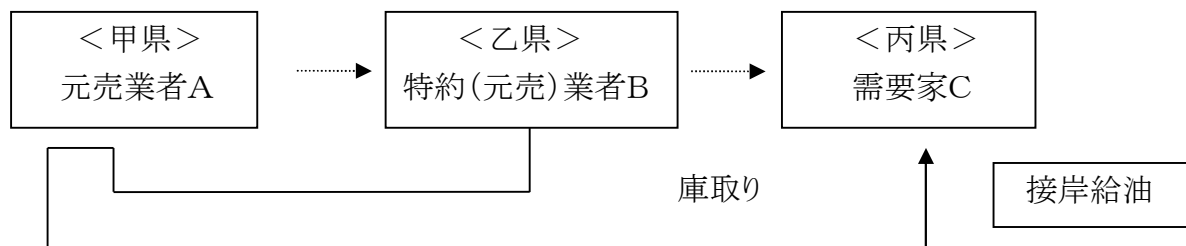
<例>

【洋上給油】      .....→ 商流      —→ 物流



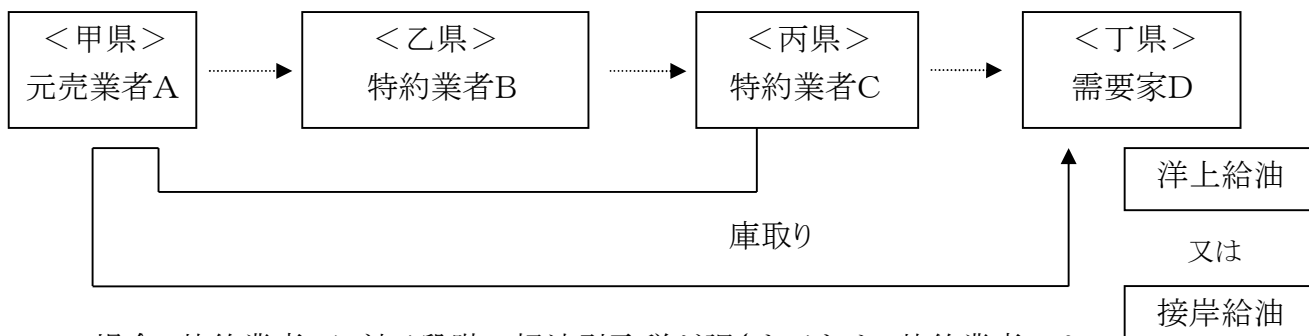
この場合、納入地は洋上給油を行った特約(元売)業者Bが所在する乙県となります。

【接岸給油】



この場合、納入地は需要家Cが所在する丙県となります。

【参考】



この場合、特約業者Cに渡る段階で軽油引取税が課されるため、特約業者Bは特約業者Cが所在する丙県へ申告納入し、一方特約業者Cは課税済軽油を納入したとして、洋上給油の場合は丙県へ、接岸給油の場合は丁県へ申告します。

(問4) 軽油を輸出した場合、課税免除は受けられますか？

軽油の引取りで「本邦からの輸出として行われたもの」は、都道府県知事の承認を得て軽油引取税が免除されます。

輸出による課税免除を受ける場合は、軽油引取税納入申告書の「課税対象とならない数量」(ウ)欄に当該軽油の納入数量を記載して申告するほか、その事実を証する書類(下表を参照)を添付して、納入を行った月の翌月末日までに提出してください。

▶▶根拠規定 法第144条の14第4項、規則第8条の37第1号

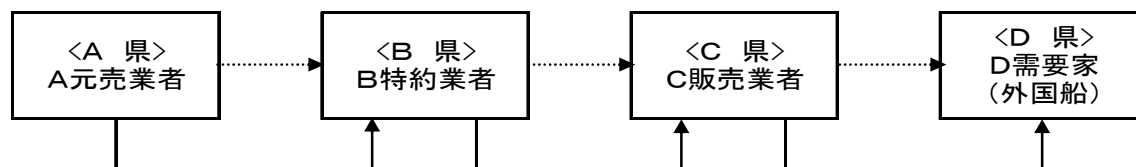
<その事実を証する書類>

輸出品の区分	提出書類
軽油そのものの場合 (現実の軽油が特約業者又は元売業者から直接外国向けに送り出された場合)	① 輸出申告書 ② 納品書又は請求書 ③ その他、輸出であることを証する書類
外国船舶(※)の船用品の場合 ※日本船籍船を外国人がよう船契約して使用している場合も含まれます。	① 内国貨物船用品(機用品)積込承認申請書 ② 納品書又は請求書 ③ その他、船用品として積み込んだことを証する書類
輸出される建造船等の船用品の場合	① 建造船等の輸出申告書 ② 内国貨物船用品積込目録 ③ 納品書又は請求書 ④ その他、建造船等の船用品として積み込んだことを証する書類

☆ 積戻しは、軽油引取税の申告・報告の対象とはなりません。(積戻しとは、外国貨物を陸揚げした後、輸入手続きをしない状態で保税地域等で保管し、保税のまま外国へ輸出することです。)

ただし、一度課税された軽油が納品された後に結局輸出された場合については、課税免除の対象とはなりません。

<課税免除とはならない例>



図において、B特約業者がC販売業者に販売、納品した時点で軽油引取税の納入義務が発生するため、C販売業者は外国船には既に軽油引取税を課された軽油を販売(輸出)することとなります。つまり、輸出前に既に軽油引取税が課されるため、B特約業者は輸出による課税免除は受けられません。

(問5) 販売先が破産して売掛金が回収できなくなりましたが、どうしたらよいですか？

特別徴収義務者が、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は徴収した軽油引取税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認められる場合は、特別徴収義務者の申請により、その徴収不能額等が還付(又は納入義務免除)されます。

申請ができる場合と申請手続は、下表のとおりです。

▶▶▶根拠規定 法第144条の30

申請できる場合	1 特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く)を行った者に以下の事情があり、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を徴収することが不可能となった場合	
	(1) 破産、強制執行若しくは整理の手続に入った場合又は解散若しくは事業閉鎖を行うに至った場合(あるいはこれらに準ずる状態に陥った場合) (2) 死亡、失踪、行方不明の場合又は刑の執行を受けた場合(その他これらに準ずる事情がある場合) (3) 天災(震災、風水害、落雷等)その他避けることのできない被害(火災、爆発物等による破壊、盗難等)に遭った場合	
	2 特別徴収義務者が天災(震災、風水害、落雷等)その他避けることのできない被害(火災、爆発物等による破壊、盗難等)に遭い、そのことにより軽油引取税を亡失した場合	
申請手続	提出書類	(1) 軽油引取税の還付・納入義務の免除申請書 (2) 申請理由(還付又は納入義務の免除を受けようとする理由)の事実があったことを証する書類
	申請先	申請に係る軽油の納入申告書を提出した県税事務所長等
	申請期間	徴収不能額等が生じた日から5年間 ※ 「徴収不能額等が生じた日」とは、軽油の代金及び軽油引取税が貸倒れとなった場合においては、最終的に配当処理が終了して売掛金のうちの未収額が確定した日を指します。 徴収不能額等が生じた日については、裁判所による法律上の手続等により、確定するのに長期間を要することがあります。

☆ 申請の際に必要な添付書類については、別表「軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除の申請に要する主な書類」(P59)をご覧ください。

☆ 流通経路によっては還付されない場合がありますので、まずは申請先である県税事務所まで



(問6) 給油所等を新設または閉鎖した場合、どのような手続きが必要になりますか？

#### 給油所等を新設する場合

「事業の開廃等の届出書」に必要事項を記載し、新設しようとする日の5日前までに提出してください。

また、新設する給油所等が県内に所在する場合は、「事業の開廃等の届出書」([P42](#))のほかに、特別徴収義務者として、「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録削除)申請書」([P43~44](#))に必要事項を記載し、新設の日の5日前までに提出してください。

後日、当該給油所等に対して、軽油引取税を徴収すべき義務を有することを証する「軽油引取税特別徴収義務者証」を交付しますので、店頭等の見やすい箇所に掲示してください。

#### 給油所等を閉鎖する場合

「事業の開廃等の届出書」に必要事項を記載し、閉鎖しようとする日の5日前までに提出してください。

閉鎖する給油所等が県内に所在する場合は、「事業の開廃等の届出書」([P45](#))のほかに、特別徴収義務者として、「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録削除)申請書」([P46~47](#))に必要事項を記載し、閉鎖の日の5日前までに提出してください。

また、閉鎖した日から10日以内に「軽油引取税特別徴収義務者証」を返納してください。

※ 閉鎖した給油所等に残った軽油については、申告が必要になります。また、在庫差量の申告・報告も必要です。[\(P54を参照してください。\)](#)

(問7) 申告書を郵送した場合、申告日の取扱いはどうなりますか？

申告書の提出日は、原則として県税事務所へ申告書が到達した日となります(到達主義)。

ただし、申告書が郵便又は信書便により提出された場合は、通信日付印により表示された日が提出日とみなされます。(発信主義)。 ▶▶根拠規定 法第20条の5の3

なお、申告書は「信書」に当たることから、県税事務所へ送付する場合には、「郵便物」又は「信書便物」として送付する必要があります。(郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。)

※事案によって、上記書類の他にもご提出いただく場合がございます。

(問8) 期限後に申告納入等を行った場合は、どのような取扱いとなるのですか？

申告納入(納付)すべき軽油引取税について、申告をしなかったり、法定の期限後に申告納入(納付)を行ったり、又は過少に申告をしていた場合は、別途加算金及び延滞金が課されます。

**加算金**

<p><b>過少申告 加算金</b></p>	<p>期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないために、更正を受けたとき (法第144条の47第1項)</p>	<p><b>不足税額×10%</b> (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれが多い金額を超える部分に対しては、 <b>×15%を加算</b>)</p>
<p><b>不申告加算金</b></p>	<p>期限内に申告しなかった場合 (法第144条の47第2項～第6項、第8項)  ※ただし、課税庁の調査による決定があることを予知して申告したものではない場合は<b>税額×5%</b></p>	<p><b>税額×15%</b> (納入又は納付すべき税額が50万円以下の部分に対しては、<b>×15%を加算</b>)  <b>税額×20%</b> 納入又は納付すべき税額が50万円超～300万円以下である場合は、50万円を超え300万円以下の部分に対しては、<b>×20%を加算</b>  <b>税額×30%</b> 納入又は納付すべき税額が300万円を超える場合は、300万円を超える部分に対しては、<b>×30%を加算</b></p>
<p><b>重加算金</b></p>	<p>二重帳簿を作るなど不正な方法で故意に税を免れようとした場合 (法第144条の48)</p>	<p>期限内に申告をしている場合 <b>不足税額×35%</b> 申告をしなかった場合又は期限後に申告をした場合 <b>税額×40%</b></p>

(注1) 税額の全額が2,000円未満の場合は、加算金は課されません(法第20条の4の2第2項)。

また、計算された加算金の全額が1,000円未満の場合は、全部切り捨てとなり、加算金は課されません(法第20条の4の2第5項)。

(注2) 法定納期限から1月以内に申告書が提出され、かつ、税額が法定納期限内に納入又は納付されている等、法第144条の47第8項及び施行令第43条の18に該当する場合は、不申告加算金が課されません。

(注3) 期限後申告等により不申告加算金又は重加算金を課される者が、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、その加算金の割合にさらに10%を加算します。(法第144条の47第5項第1号)

(注4) 当該年度に期限後申告等により不申告加算金等を課される者が、特別徴収義務又は納税義務が成立した日の属する年の前年度及び前々年度に不申告加算金又は重加算金を徴収又は決定されていた場合には、当該年度に係るその加算金の割合をさらに10%を加算します。(法第144条の47第5項第2号)

### 【過少申告加算金の計算事例】

**例1** 期限内に申告した税額が40万円、更正があった不足税額が30万円の場合

$$30万円 \times 10\% = \underline{30,000円}$$

※ 「期限内に申告した税額」40万円と「50万円」を比較すると、「いずれか多い金額」は「50万円」です。不足税額30万円は「50万円」以下なので、「超える部分に相当する金額」はありません。よって、加算対象となる加算金額はなく、「不足税額×10%」が過少申告加算金額となります。

**例2** 期限内に申告した税額が40万円、更正があった不足税額が70万円の場合

$$\textcircled{1} 50万円 \times 10\% + \textcircled{2} (70万円 - 50万円) \times 15\% = \underline{80,000円}$$

※ 「期限内に申告した税額」40万円と「50万円」を比較すると、「いずれか多い金額」は「50万円」となります。不足税額70万円と50万円を比べると、(70万円-50万円)=20万円となり、「超える部分に相当する金額」は20万円です。よって、対象不足税額の①50万円×10%に、②「超える部分に相当する金額」の20万円×15%を加算した金額が過少申告加算金額となります。

### 【不申告加算金の計算事例】

**例1** 期限後申告額又は決定額が40万円の場合

$$40万円 \times 15\% = \underline{60,000円}$$

※ 期限後申告額又は決定額は50万円以下なので、「税額×15%」が不申告加算金額となります。

**例2** 期限後申告額又は決定額が200万円の場合

$$\textcircled{1} 50万円 \times 15\% + \textcircled{2} (200万円 - 50万円) \times 20\% = \underline{375,000円}$$

※ 期限後申告額又は決定額200万円は、50万円を超えるため、①50万円に15%を乗じて算出した額に、②「50万円を超える部分に相当する金額」である150万円に20%を乗じて算出した額を加算した金額が不申告加算金額となります。

**例3** 期限後申告額又は決定額が350万円の場合

$$\textcircled{1} 50万円 \times 15\% + \textcircled{2} (300万円 - 50万円) \times 20\% + \textcircled{3} (350万円 - 300万円) \times 30\% = \underline{725,000円}$$

※ 期限後申告額又は決定額350万円は、50万円を超えるため、①350万円のうち50万円に15%を乗じて算出した額、②「50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額」である250万円に20%を乗じて算出した額、③「300万円を超える部分に相当する金額」である50万円に30%を乗じて算出した額を加算した金額が不申告加算金額となります。

## 延滞金

県税を納期限までに納めないときに徴収されるもので、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算します。

延滞金の率については、千葉県ホームページ「県税のあらまし」の「延滞金・加算金」のページにて御確認ください。

### (問9) eLTAX による電子申告等を行いたいのですが、可能でしょうか？

可能です。

令和6年10月28日から軽油引取税についても、eLTAX(エルタックス)を用いた電子申告・電子納税が可能となりました。

詳しい利用方法等については、URL【[軽油引取税電子申告手続き拡充に係る特設ページ](https://www.eltax.lta.go.jp/news/10432)】を御確認ください。

URL:<https://www.eltax.lta.go.jp/news/10432>

※電子申告等を行うには、インターネットを利用できる環境が必要となります。

### 【千葉県に対して電子申告等を行う場合の注意点】

本県では eLTAX による電子申告等を行う場合に、以下の内容について記載等のお願いをしております。不明点等ありましたら管轄する県税事務所までお問い合わせください。

#### ① 課税番号の記載について

納入申告書(第16号の10様式)及び納付申告書(第16号の12様式)を電子申請する場合には、[備考欄へ課税番号\(9桁\)](#)の記載をお願いいたします。

#### ② 事業者(所)コードの記載について

納入申告書(第16号の10様式)及び報告書(第16号の41様式等)の別表については、紙の申告と同様に[事業者\(所\)コードの記載](#)をお願いいたします。

事業者(所)コードが不明な場合には、管轄する県税事務所へお問い合わせください。

#### ③ 免税証の提出方法について

従来どおり[来所又は郵送](#)により免税証原本を[申告期限まで](#)にご提出ください。

#### ④ 徴収猶予に係る担保の提出について

担保の提供が必要な方は、[eLTAX により申請](#)した場合でも必ずご提出ください。

### (問10) 特別徴収義務者交付金とはどのようなものですか？

特別徴収すべき税額を申告期限までに申告し、納期限までに納入したものについて、その税額の一定割合を「特別徴収交付金」として特別徴収義務者に対し交付いたします。

徴収猶予を受けた場合は、徴収猶予を受けた金額のうちその猶予期間内に納入したものについても、交付対象となります。

法定納期限後に申告納入した際の当該月分や過少申告により増額更正を受けた場合の増額分は、特別徴収交付金の**交付対象外**となりますので、ご注意ください。

交付時期は10月下旬で、交付対象期間(算定期間)は、交付年の前年の4月末日までに申告納入すべき3月分から当該年の3月末までに申告納入すべき2月分までの納入分です。

交付金額の算定の基礎とした納入金額について、減額更正又は取消等による変更があった場合において、交付金に過払いを生じたときは、その過払い相当額を戻入していただきます。

※特別徴収交付金は毎年度、各都道府県が交付の決定をしております。

### (問11) 事業者コード・事業所コードとはどのようなものですか？

○事業者コード・事業所コードとは

申告書・報告書に記載する、仕入先や販売先の名称等を10ケタで表した番号です。

法人・個人事業者を表すものが事業者コード、各事業所を表すものが事業所コードです。

例

1	2	0	0	0	2	0	0	0	3
└──┬──┘		└──┬──┬──┬──┬──┘				└──┬──┬──┬──┘			└──┬──┘
(ア)		(イ)				(ウ)			(エ)

(ア) 都道府県コード…詳細は、[P18](#)をご覧ください。なお、千葉県は「12」です。 ※

(イ) 事業者番号…事業者単位に付与される番号です。

(ウ) 本店及び事務所・事業所番号…本店を含めた事務所・事業所単位に付与される番号です。

「000」は事業者コードに使用されます。

(エ) チェックデジット…(ア)から(ウ)の入力誤りを検出するために計算した数値です。

※ 大口需要家の場合、(ア)は都道府県コードに「50」を加えた数字です。千葉県は「62」です。

#### 注意

①事務所・事業所が移転した場合は事業所コードが変わります。本店が移転した場合、事業者コードは変わりませんが、本店の事業所コードが変更となる場合があります。

②継続して取引のある業者のコードが不明な場合は県税事務所にお問い合わせください。

(問12) 不正軽油を取り扱った場合等の罰則には、どのようなものがあるのですか？

### 供給者罰則(法第144条の33第2項、第6項)

	罰 則	
①不正軽油の原材料として用いられる灯油やA重油を提供した場合	懲 役 罰 金 法人重科	7年以下
②不正軽油の製造に用いられる硫酸等の薬品を提供した場合		700万円以下
③不正軽油の製造に用いられる土地や施設、機械等を提供した場合		2億円以下

### 不正軽油等譲受罪(法第144条の33第3項、第6項)

	罰 則	
不正軽油を運搬・保管、購入・媒介・あっ旋したら	懲 役 罰 金 法人重科	3年以下 300万円以下 1億円以下

### 脱税・製造・検査拒否に関する罰則(法第144条の12、同33第1項、第6項、同39、同41)

	罰 則	
軽油引取税を脱税したら	懲 役 罰 金	10年以下 1,000万円以下 (脱税額が1,000万円を超える場合は脱税額相当)
知事の承認を得ないで軽油を製造したら	懲 役 罰 金 法人重科	10年以下 1,000万円以下 3億円以下
帳簿書類等の調査や石油製品の見本品採取、質問調査などを拒否したら	懲 役 罰 金	1年以下 50万円以下

☆ 特別徴収義務者が、上記の行為を行った場合は、罰則の対象となるほか元売業者、特約業者の指定取消の対象にもなります(施行令第43条の8、施行令第43条の12)。

# 県税事務所からのお願い

- ① 県税事務所では、定期的に特別徴収義務者の皆様のところにお伺いし、申告書及び報告書の記載方法の説明や、各帳簿書類等の確認調査を実施しております。  
また、混和軽油等を発見するため、軽油の抜き取り検査と購入先の確認を随時行っていますので、ご協力をお願いいたします。
- ② バイオディーゼル燃料(パーム油、菜種油、廃食油などの生物由来の油脂を化学処理し作られるディーゼルエンジン用燃料)の製造・販売等を行うことになりましたら、軽油引取税の課税対象となったり、所定の手続が必要となる場合がありますので、必ず事前に県税事務所にご相談ください。

## 軽油引取税の業務を行う県税事務所のご案内

申告、申請等をされる特別徴収義務者の主たる事務所又は事業所所在地	事務所名・所在地・電話番号	地図
<p>千葉市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市</p>	<p>千葉県税事務所 軽油引取税課</p> <p>〒261-8508 千葉県美浜区真砂4-1-4 043-279-7111(代表)</p>	<p>The map shows the location of the Chiba Prefecture Tax Office (千葉県税事務所) in Maesashi, Chiba City. It is situated near the JR Keisei Line (京成線) and the Keisei Chiba Line (京成千葉線). Landmarks include the Keisei Maesashi Station (京成美浜駅), Keisei Chiba Station (京成千葉駅), and the Chiba West Police Station (千葉西警察署). Major roads like National Route 14 (千葉街道 R14) and National Route 51 (東関東自動車道 E51) are also shown.</p>
<p>松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市 (その他、県内に事務所・事業所を有しない特別徴収義務者に関する事務を所管します。)</p>	<p>松戸県税事務所 軽油引取税課</p> <p>〒271-8564 松戸市小根本7 047-361-4036(直通)</p>	<p>The map shows the location of the Matsudo Prefecture Tax Office (松戸県税事務所) in Matsudo City. It is located near the JR Keisei Line (京成線) and the Keisei Matsudo Line (京成松戸線). Landmarks include the Matsudo City Office (松戸市役所), Matsudo Police Station (松戸警察署), and the Matsudo Station (松戸駅). Major roads like National Route 6 (国道6号) and National Route 296 (国道296号) are also shown.</p>
<p>成田市、佐倉市、東金市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市、大網白里市、印旛郡、山武郡</p>	<p>佐倉県税事務所 軽油引取税課</p> <p>〒285-8503 佐倉市鐺木仲田町8-1 043-483-1116(直通)</p>	<p>The map shows the location of the Saka Prefecture Tax Office (佐倉県税事務所) in Saka City. It is situated near the JR Keisei Line (京成線) and the Keisei Saka Line (京成佐倉線). Landmarks include the Saka City Office (佐倉市役所), Saka Police Station (佐倉警察署), and the Saka Station (佐倉駅). Major roads like National Route 126 (国道126号) and National Route 127 (国道127号) are also shown.</p>
<p>銚子市、旭市、香取市、匝瑳市、香取郡</p>	<p>香取県税事務所 軽油引取税課</p> <p>〒287-8503 香取市佐原イ92-11 0478-54-1314(代表)</p>	<p>The map shows the location of the Kazusa Prefecture Tax Office (香取県税事務所) in Kazusa City. It is situated near the JR Keisei Line (京成線) and the Keisei Kazusa Line (京成銚子線). Landmarks include the Kazusa City Office (香取市役所), Kazusa Police Station (香取警察署), and the Kazusa Station (銚子駅). Major roads like National Route 356 (国道356号) and National Route 463 (国道463号) are also shown.</p>
<p>茂原市、勝浦市、市原市、いすみ市、長生郡、夷隅郡</p>	<p>茂原県税事務所 軽油引取税課</p> <p>〒297-0026 茂原市茂原1102-1 0475-22-1721(代表)</p>	<p>The map shows the location of the Shimo-Ogino Prefecture Tax Office (茂原県税事務所) in Shimo-Ogino City. It is situated near the JR Keisei Line (京成線) and the Keisei Shimo-Ogino Line (京成外房線). Landmarks include the Shimo-Ogino City Office (茂原市役所), Shimo-Ogino Police Station (茂原警察署), and the Shimo-Ogino Station (茂原駅). Major roads like National Route 409 (国道409号) and National Route 463 (国道463号) are also shown.</p>
<p>館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡</p>	<p>木更津県税事務所 軽油引取税課</p> <p>〒292-8525 木更津市貝渕3-13-34 0438-22-7221(直通)</p>	<p>The map shows the location of the Kisaragi Prefecture Tax Office (木更津県税事務所) in Kisaragi City. It is situated near the JR Keisei Line (京成線) and the Keisei Kisaragi Line (京成内房線). Landmarks include the Kisaragi City Office (木更津市役所), Kisaragi Police Station (木更津警察署), and the Kisaragi Station (木更津駅). Major roads like National Route 463 (国道463号) and National Route 464 (国道464号) are also shown.</p>